

十三篇『孫子』の成立事情

浅野裕 一

序言

人は自らを愛する如く他を愛さねばならぬ、人は他者の犠牲の上に己れの利益を得てはならぬ、万人は私利追求の欲望を放棄し、世界全体の平和を共通の利益として分ち合わねばならぬ、とは著名な兼愛の主張である。墨家が唱えた兼愛論は、周囲から猛烈な非難を浴びせられた。崇高な理想ではあるが、欲望で動く人間の本質を無視した空論であり、言うべくして実行すべからざるものである。しかし、地上に兼愛を具現せんとする墨者の実践は、些かも怯むことなく続けられた。粗衣をまとい、肉はそげ落ち、脛毛もすり切れる程の重労働を自らに課しつつ、人間が一切の私欲を捨て去り、常に世界平和を目指して力闘し得ることを、彼等は身を以て世に示さんとしたのである。

兼愛の一環として更に非攻を説いた墨家集団は、大国による侵略の報に接するや、武器を携えて小国の城壁に立ち、凄絶な防禦戦闘に身を挺した。「火にも赴き、刃をも踏み、死すとも踵を還らさず」(『淮南子』泰族訓)と称せられた彼等の奮戦は、「墨守」として後世に永く語り伝えられた。墨家の他にも宋鉞・尹文・公孫龍等、「天下の安寧にして以て民の命を活かし」、「民の闘いを救い、攻を禁じ兵を寝

め、世の戦いを救わん」(『莊子』天下篇)ことを願い、非戦論を唱える思想家は跡を絶たなかったが、そうした努力を嘲笑うかの如く、戦火もまた一向に跡絶えることはなかったのである。

『呂氏春秋』蕩兵篇は、これら反戦非攻の叫びが現実に対しては遂に無力であった点を批判し、平和は強大な武力を背景としてのみ達成されると結論する。蕩兵篇は次の如く記す。「争闘の自りて来たる所の者は久し。禁ず可からず、止む可からず」と。人間の本性に対する諦観を込めて発せられたこの断言に背かず、過去数千年に及ぶ人類の歴史は、果たせるかな絶えざる戦乱の歴史でもあった。

かくの如く、戦争が凡そ人間社会に於ける一般的現象として存在し、しかも勝敗の帰趨は国家や民族の興亡に直結する重大事であったが故に、既に古代から幾多の民族が膨大な戦争記録を残してきている。しかしながらそうした戦記類は、いずれも彼等が見聞し得た特定の戦争経過を叙述したに止まり、型式としての戦争自体が持つ複雑な構造を分析・解明して、そこに潜む普遍の原則を追求する段階にまでは進んでいない。

単なる戦史の域を超えて、真に軍事思想と呼ぶに足る分野を創出し

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

得たのは、近代以前に於ては独り古代中国文明のみであった。孫子や呉子等兵家と称せられた一群の人々は、早くも紀元前数世紀に、壮大な軍事思想の理論体系を構築するに到つたのである。

翻つて西欧に於ける軍事思想の発展を顧る時、その本格的な歩みは、仏王シャルル八世のイタリア侵入を契機として、十五・六世紀のマキアベリから漸く開始されている。しかも西欧近代兵学は、封建騎士軍以来の中世的残滓や、更には貨幣経済の発達に支えられた絶対王制下の傭兵制度等の時代的制約の間を、その後数百年に亘つて試行錯誤し続けなければならなかつた。西欧近代兵学が、緩慢な運動、歩哨線方式による兵力の分散、決定的会戦の回避、地形に対する過度の信仰、観念的幾何学主義等、過去の誤まれる遺産と訣別して、軍事思想として独自の完成を遂げるためには、実に十八・九世紀のナポレオン戦争がもたらした衝撃を待たねばならなかつたのである。この事実を想起する時、古代中国に於ける兵学の完成は、それ自体が既に驚異の名に値しよう。

しかし、古代に於て独自の完成を見た中国兵学も、秦漢帝国期以降は、その理論的發展を永く停止せざるを得なかつた。古代兵書はその後も依然として尊重の対象ではあり続けたが、そこに提示された幾多の貴重な成果が、新たな継承者を得て、時代状況の変革に対応すべく正當に發展させられる事態は、遂に生じなかつたのである。

かくの如く、中国兵学が凡そ二千年に亘り停滞し続けたのに対し、西欧近代兵学は、もとより幾多の迂余曲折を免れ得なかつたにせよ、全体的方向としては確實に發展を遂げたと言える。国家機構の改編、科学技术に裏付けられた工業力の飛躍的拡大、資本主義の發展等、十

八・九世紀に欧州を覆つた広汎で急激な社会変革は、不断に軍事思想の向上を促し、かつ根底でその実現を支えたからである。

十九世紀、西欧の軍事力が中国大陸沿岸に及んで以来、中国は軍事のあらゆる分野に関して自己の劣勢を思い知らされることとなつた。直接的軍事力をもとより、軍事力を編成・運用すべき戦略・戦術の領域に於ても、中国軍事思想は、西欧の侵略を阻止する上で何らの見るべき成果をも挙げ得ずに敗退し続けたのである。この点は、独陸軍少佐メツケルを通じ、逸早くクラウゼウィッツ・モルトケ流のプロシア兵学を吸収した日本の軍事的成功と、旧弊甚だしい北洋軍を主力とした清朝の惨敗とを対比する時、一層際立ったものとなる。もはや中国兵学の没落と西欧近代兵学の勝利とが、決定的とも思える状況が出現したのである。

確かにナポレオンが戦陣の間に『孫子』を愛読したことや、独皇帝ヴィルヘルム二世が大戦終結後初めて『孫子』に接し、もし開戦前にこの書を得ていれば敗北を免れたであろうと悔恨したこと等は、汎く知られている。しかしそうした個別的現象が、半ば植民地化された中国人に対して些かの慰めにもならず、また西欧人にとって自らの近代兵学への確信を揺がせる材料にもならなかつたことは、言うまでもない。圧倒的に強大な軍事力を背景としていたが故に、総体として西欧近代兵学の優位は動かなかつたのである。

その後欧州諸国は二度の大戦を経験したが、いずれの場合も、プロシア兵学の後継者たるシュリーフェンの作戦が、戦局全般に巨大な影を落していた。即ち彼がロシア・フランスに対する両面作戦遂行のために立案した、ベルギー・オランダの突破による仏軍の短期殲滅、兵

力転用による露軍の早期撃滅の二点が、彼の死後も変らぬ課題として、ドイツの軍事行動を、そして欧州大戦の基本的枠組みを規定し続けたのである。

最初の大戦に於ては、東部戦線での予期以上の成功にもかかわらず、「右翼を強化せよ」とのシュリーフェンの遺策に反し、西方への兵力集中を欠いた小モルトケの優柔不断さが、フランスに対する攻勢を頓挫させた。独軍は最も忌むべき西部戦線の膠着へと引きずり込まれ、結局これが、ドイツの勝利への希望を打ち砕く直接の原因となったのである。再度の大戦に於ては、やはりベルギー・オランダからの側面攻撃に、仏軍の正面突破をも新たに併用しつつ、ドイツは短期間の中にフランスを降伏せしめた。しかし今度は東部戦線に於て、独軍はソ連軍の撃滅に失敗し、これが第三帝国を崩壊へと導いたのである。

両次の大戦は、勝者と敗者の別なく、欧州諸国を名状し難い荒廃へと陥れた。かかる惨禍は、カント・ヘーゲル等ドイツ観念論の強い影響下に発展し、クラウゼヴィッツ『戦争論』によって一応の理論的完成を見た西欧近代兵学に対しても、深刻な疑念を呼び起こさざるを得ない。クラウゼヴィッツがナポレオン戦争の教訓に基づき提唱した、決定的会戦の重視、敵兵力の殲滅こそ戦争の基本形態であるとの定義、敵国の完全な打倒を目指す絶対戦争の概念等は、抜き難い固定観念として西欧軍事思想の底流を形成した。特に西欧近代兵学の精華たるプロシア兵学は、モルトケによるカンネー会戦の普遍絶対化等の要素を付け加えながら、その形而上的色彩を一層顕著にして行ったのである。戦争を軍事力の正面衝突の側からのみ捉える上記の傾向が、戦争に対する柔軟な適応を失わせ、その結果我々は徒らに無用の流血を繰り返

して来たものではなかったか、との反省は、現在西欧の軍事思想界から度々発せられる。英国の軍事思想家リデル・ハートは、こうした視点からクラウゼヴィッツ以来の西欧近代兵学を鋭く批判して、今後我々は軍事力を行使する際、間接的戦略をより重視すべきであると強調し、その著『戦略論』の巻頭を『孫子』からの数々の引用で飾っている。

かかる風潮は単に欧州のみに止まらない。明治以来プロシア兵学の忠実な信奉者として戦い続け、遂に未曾有の惨敗を喫した日本に於ても、我々はあまりにも『孫子』を無視し過ぎたのだ、とする後悔の弁を聞くことができる。更に他ならぬ中国に於ても、やはり同様の状況が生じた。国共内戦下、中国共産党軍はコミンテルンが派遣した軍事顧問リトロフの指導に従い、西欧近代兵学流の正面攻撃を繰り返した末戦力を消耗し尽し、逆に江西で国民党軍に包囲・撃破される。その後延安への大敗走の途上、毛沢東は従来の戦略・戦術の誤りを指摘してそれらを放棄し、『孫子』を始めとする中国兵学の伝統を取り入れた持久戦略・遊撃戦術の方針へと転換したのである。

近代以降に於ける西欧軍事力の圧倒的強大さが、実体以上に西欧近代兵学に対する盲目的過信を生み出したことは否めない。だが軍事力の優劣とは一旦切り離れた形で、軍事思想それ自体の意義を評価し直す時、「戦わずして人の兵を屈する」ことを至上の理念とする『孫子』への回帰が唱え始められる。中国兵学と西欧近代兵学とを共に包摂する本格的研究は、依然として不十分な段階に止まっているが、夥しい流血を代償に獲得した幾多の教訓も、実は既に『孫子』中に示されていたのではなかったか、との反省だけは、確実に深まりつつある。世界最古の兵書『孫子』は、現在もなお不滅の光芒を放ちつつ、世界の

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

兵学史上に屹立しているのである。

かくの如く『孫子』は、洋の東西を問わず、軍事思想の研究に際して常に原点とも言うべき枢要な地位を占める。ところがそうした重要性にもかかわらず、『孫子』の成立事情は、そのほとんどが不明のままに残されている。即ち著作時期や作者等、その成立の基本に関わる諸点についてすら、大きく学説が分裂・対立したまま、未だに解決を見ないものである。

もとより、古代の著作が複雑な過程を経て今日に伝承されていること、またその間の消息を窺うに足る確実な資料が極めて乏しいこと等、前記の課題の解決には大きな制約が存在する。故に『孫子』の成立事情の検討を目的とする本稿に於ても、さ程確定的な論断は下し得ず、依然として曖昧な部分を多く残す結果に終る恐れがある。しかしながら、中国軍事思想史を辿る上でそれは避け難い問題であり、不十分な結末を覚悟の上、なお幾分かの進展が得られんことを期待し、以下に若干の考察を試みることにしたい。

一

本章では、『孫子』の成立に関するこれまでの研究史の概略を振り返ることにより、検討すべき問題点の所在を明らかにして置きたいと思う。

現行本『孫子』十三篇の著者と推定される人物は、史上二人存在する。二人の孫子が存在したことを明言するのは、『史記』孫子呉起列

伝の記載である。司馬遷は、先ず春秋後期呉王闔廬に仕え、呉をにわかにかに強盛へと導いた兵法家孫武の事跡を掲げた後、次いで戦国中期齊の威王と將軍田忌の軍師として、桂陵・馬陵に再度魏軍を撃破した兵法家孫臏の活動を記している。この中で司馬遷は、孫武と孫臏とが各々兵書を著し、共に巷間に流布したことを伝えているが、それを裏付ける如く、『漢書』芸文志・兵權謀家類には、「呉孫子兵法」八十二卷・図九卷と、「齊孫子兵法」八十九卷・図四卷とが著録されている。そこで当然、現行本『孫子』に対する二人の孫子と二種の「孫子兵法」との関係如何が重大な問題となる訳で、唐代以降様々な異説が提起され、論争が展開されて来たのである。

この問題に対する第一の立場は、現行本を『史記』の伝承通り孫武の自著と見做すものである。ただし一概に孫武自著説とは称しても、その内訳は論者により多様であり、以下問題点の整理に沿った形で紹介して行きたいと思う。

先ず現行本の来歴に関して注目すべき内容を記すものとして、杜牧「注孫子序」が挙げられる。彼は「武所著書、凡數十萬言、曹魏武帝削其繁剩、筆其精切、凡十三篇、成爲一編」と、魏武帝がそれまで伝承されていた孫武の兵書に筆削を加え、改めて現行の十三篇本を編集したことを述べる。そこで問題となるのは、杜牧が筆削の具体的内容をどのように理解していたか、との点である。杜牧の序文は、この点についての詳しい説明を欠いているが、前後の論旨を手懸りに大凡の所を推測することができる。

杜牧は筆削説に触れる直前の文章に於て、次の如く述べる。

「因求自古以兵著書列於後世可以教於後生者、凡十數家、且百萬言、其孫武所著十三篇、自武死後凡千歲、將兵者、有成者、有敗者、勦其事跡、皆與武所著書一一相抵當、猶印圈模刻一不差跌」これによれば、杜牧は現行の十三篇に対し、孫武の自著であり、かつ『史記』の伝承通りの体裁を保全している、と信じていた訳である。また魏武帝による筆削を論じた直後の部分に於て、彼は以下の如く記している。

「曹自爲序、因注解之、曰、吾讀兵書戰策多矣、孫武深矣、然其所爲注解、十不釋一、此者蓋非曹不能盡注解也、(中略)不欲隨孫武後盡解其書、不然者曹豈不能耶」

即ち彼は、魏武注の甚だ簡略であることを指摘しながらも、武帝が本文を節略したとは一切主張していないのである。杜牧は自ら曹操の序文の一部を引用しており、もとよりその序文の末に、「而但世人未之深亮、訓說况文煩富、行於世者、失其旨要、故撰爲略解焉」とあるのを承知している筈であるが、彼はその「略解」を節略した本文に対する注解としてではなく、本文に対する簡略な注解と受け取ったことが判る。

以上の二点を考え合わせると、杜牧自身は、曹操が数十万言に上る孫武の兵書からその精華を示す十三篇のみを抜粋したが、それは『史記』が伝える十三篇と同一内容である、と考えていたことが推定できる。

抜粋の対象としては『漢書』芸文志が記す二種の「孫子兵法」が想定されるが、杜牧は武帝がこの中いずれの側から十三篇を抽出したと考えたのであろうか。前掲の「注孫子序」に於て、杜牧は専ら孫武と

の関係からのみ、十三篇「孫子」を論じている。『太平御覽』卷二百七十引く魏武帝「孫子兵法序」、並びに「孫子十家注」が付載する魏武帝「孫子序」によれば、^(註3)「吾觀兵書戰策多矣、孫武所著深矣、孫子者齊人也、名武、爲吳王闔閭、作兵法一十三篇」とあって、そもそも魏武帝自身が十三篇を孫武の自著と見做しており、杜牧は当然これに基づいて孫武の著作と判断したのであろう。従つて武帝が「其の繁剽を削つた」対象として、杜牧は「吳孫子兵法」の側を考えていたと思われる。

なおこの魏武帝筆削説に関しては、晁公武「郡齋讀書志」が「杜牧以爲、武書數十萬言、魏武削其繁剽、筆其精粹、成此書云」と引用しており、また陳振孫「直齋書錄解題」も、「魏武削其繁冗、定爲十三篇」とそれに倣つて^(註4)いる。

一方同じく孫武自著説の立場を取りながら、宋濂「諸子辨」を始め、畢以珣「孫子鈔錄」・「四庫提要」・孫星衍「孫子兵法序」・山鹿素行「武經七書諺義孫子」・佐藤賢司「孫子の思想史的研究」等、杜牧説に反対する意見もある。この中宋濂・畢以珣・「四庫提要」・孫星衍等の論拠は、『漢書』芸文志に先行する『史記』が既に孫武の自著を十三篇と記録する以上、現行本が後の筆削の産物ではあり得ないとする所にある。また山鹿素行・佐藤賢司両説の論拠は、前記の理由の他に、十三篇が整然とした体系を備えていて筆削の痕跡が見当らない、とするものである。

こうした論拠の挙げ方から、以上の反論は、いずれも魏武帝筆削説の内容を、現行の本文自体が曹操の筆削を経て選定された、とする前提に立っていることが判る。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

以上孫武自著説を、現行本を『史記』の伝える十三篇そのままに孫武の自作と見る立場と、曹操が「呉孫子兵法」から孫武の手に成る十三篇を抽出したことにより、結果的に『史記』の旧状に復して現行本が成立したとする立場、との二系列に分けて紹介してきた。この他、テキストの伝来に直接言及しない形で孫武自著説としては、梅聖俞の批判を紹介しつつも自らは孫武を評価する歐陽修、儒家的倫理観から孫武を弾劾する高似孫『子略』^(註12)、呉起との対比から孫武を言行不一致と非難する蘇洵^(註13)、等を挙げることができる。

続いて後人偽作説の紹介に移りたい。この立場も内訳は様々であるが、その論拠はほぼ次の二点に絞られる。先ず第一は、『左伝』以下の諸書にその名が見えない等、孫武の事跡が極めて曖昧であり、作者とされる孫武自体の実在がそもそも疑わしい、とする点である。第二は、『孫子』の内容が戦争規模や用語等の面に於て、春秋期よりも戦国期の側に妥当する、との点である。従ってこうした論点に立脚すれば、現行本は戦国期に何者かの手で偽作され、それが孫武に仮託されて伝承されてきた、との結論が導き出されてくるのである。以上の系列に属する論者としては、梅聖俞^(註14)・葉適^(註15)・姚姬伝^(註16)・全祖望^(註17)・姚際恒^(註18)・黄雲眉^(註19)・斉思和等の名が挙げられ、いずれも『孫子』の内容面を主とした観点であるため、テキストの伝来に関してはほとんど独自の見解を述べる所がない。

それでは最後に、孫贗著作説について解説する。この立場は二種に分類し得る。第一は、齋藤拙堂^(註21)・錢穆^(註22)の如く、史上実在した孫贗の事跡の一部が架空の人物である孫武に仮託されて、恰も孫子が二人いたかの如く設定された、とするものである。従って孫子は孫贗唯一人と

なり、必然的に『孫子』の作者も孫贗に帰せられることとなるのである。第二は、梁啓超^(註23)・武内義雄^(註24)の如く、孫武の実在如何はともかくとして、現行の十三篇『孫子』は孫武の著作ではなく、「斉孫子兵法」より抜粋された孫贗の著作である、とするものである。

以上『孫子』の成立事情に対する諸家の見解を三種に大別して紹介してきた。これによれば、伝承通りに孫武自著説を守る系統が強固に存続した反面、それに対する疑念もまた、次第に反証を深めつつ絶えず提起されてきた、と言える。そして近年の状況としては、孫武自著説は信念としてはともかく学問的にはほとんど影を潜め、後人偽作説ないし孫贗著作説が大勢を占めるに到ったのである。

ところが、一九七二年山東省臨沂県銀雀山の漢代墳墓より大量の竹簡が出土し、その中には、現行の十三篇『孫子』に該当する資料の他、更に従来知られなかった孫武と孫贗とに関する二種の兵書も含まれていることが確認された。

これら孫子関係の兵書は、その後中国の研究者により解説・整理され、『銀雀山漢墓竹簡・孫子兵法』と『銀雀山漢墓竹簡・孫贗兵法』との二冊に分けて刊行された^(註25)。その結果を基に判断すると、この両書中に収録された資料は、(1)現行本『孫子』とはほぼ同内容の十三篇、(2)直接孫武と関わることの明瞭な「見呉王」「呉問」の二篇、(3)内容上十三篇『孫子』に関係すると推測される「四変」「黄帝伐赤帝」「地形二」の三篇、(4)直接孫贗と関わることの明瞭な「擒龐涓」「見威王」「威王問」「陳忌問墨」「強兵」の五篇、(5)孫武・孫贗いずれとも決しかねるが篇初に「孫子曰」を冠する「篡卒」「月戰」等十篇、(6)孫子

の名称が登場せず孫武や孫臏と関係するか否かも確かでない「十陣」「客主人分」等十五篇、の計六種から構成されていることが知られる。

中国の学界は、これら六種の資料の中、前三者を孫武に関する『孫子兵法』として一括し、後三者を孫臏に関する『孫臏兵法』として一括した訳である。無論(5)と(6)については、一応の措置として『孫臏兵法』に編入したのであり、なお再考の余地があるうとの留保が示されている。

ただし現行本『孫子』と重複する(1)の十三篇については、新たに孫臏自身の兵書が出現した以上、今回の発見により孫武の自著であることが疑問の余地なく実証された、との断定を下しており、上掲の『孫子兵法』と『孫臏兵法』とに対する篇の振り分けも、かかる前提に立って行われている。また詹立波「略談銀雀山漢墓竹簡孫子兵法」及び「孫臏兵法初探」、遵信「孫子兵法的作者及其時代」、吳樹平「從臨沂漢墓竹簡吳問看孫武的法家思想」等の諸論文も、皆こうした立場を基本に据えて各々の論旨を展開している。要するに竹簡兵書の発見により、従来否定されつつあった孫武自著説が一举に復活し、優勢であった後人偽作説及び孫臏著作説は今や完全に否定される、との逆転現象が生じた訳である。

これに対して金谷治氏は、十三篇『孫子』と新出の『孫臏兵法』を「吳孫子兵法」と「齊孫子兵法」とに振り分けた上で、各々の作者を春秋期の孫武と戦国期の孫臏とに断定した中国側の見解に、次の様な疑問を表明している。³⁰⁾氏は、孫武・孫臏共に孫子と称せられ十三篇中の「孫子曰」がいずれを指すのか確定できない以上、十三篇『孫子』

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

と『孫臏兵法』を共に「齊孫子兵法」八十九卷の一部と見做し得る可能性がいまだ残されており、その点で孫臏著作説が依然として捨て難いことを指摘する。また仮りに十三篇『孫子』が「吳孫子兵法」八十二卷の一部であるとしても、後人偽作説もしくは孫臏自著説の側が、『孫子』の内容と歴史的状况との対応から、それを孫武の自著ではなく戦国期の編集であるとして来た論拠はなお動かし難いのではないか、との見解をも示している。

金谷氏の指摘する如く、竹簡兵書の発見によって、積年の懸案が一举に解決を見たと即断するのは未だ過早である。本章で紹介してきた多くの争点は、なお未解決の課題として、今後とも詳細な検討が必要であろうと思われる。そこで以下章を改め、これらの問題点を個別に考察して行くこととしたい。

二

先ず本章では、『孫子』の成立事情を考える上で重要な論点となってきた、現行十三篇『孫子』と「吳孫子兵法」「齊孫子兵法」との関係を取り挙げる。

前述の如く、従来伝承されてきた『孫子』は十三篇本唯一種であったが、『史記』孫子吳起列伝、並びに『漢書』芸文志の「吳孫子兵法」八十二卷・「齊孫子兵法」八十九卷、等の記載によって、前漢期に孫武と孫臏とに関する二種の「孫子兵法」が存在したことは既に汎く知られていた。

この点は、今回新たに各々孫武と孫臏とに關係する諸篇が出現した

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

ことにより、更に具体的な形で裏付けられた。特に注目されるのは、『孫臏兵法』陳忌問墨篇の末尾に付載された資料に見える、「……之を呉越に明らかにし、之を齊に言う。曰く、孫氏の道を智る者は、必ず天地に合す。孫氏なる者は……」との表現である。「明之呉越」とは、勿論呉王闔廬に仕えた孫武を指し、「言之於齊」とは、齊の威王に仕えた孫臏を指している。また『史記』によれば、孫臏は百数十年を隔てた孫武の後裔であり、故に「孫氏之道」とは、孫武と孫臏両者の兵法を一括した総称と考えられる。^(註31)この資料は残念ながら断簡であるため、如何なる文脈中に位置していたのかは不明である。ただし内容から推測すると、桂陵・馬陵に於ける二度の戦捷により既に孫臏の名声が広まった後、孫武と孫臏両者の兵法を共に継承した後学の手により記録されたものである。これによれば、孫武・孫臏二人の孫子と両者各々の兵書の存在は、単に『史記』だけではなく、他ならぬ孫子系統の兵学、即ち「孫氏之道」を奉ずる兵法者達自身の間にも於ける伝承でもあったことが確認される。

彼等が「之を呉越に明らかにし、之を齊に言う」と、孫武と孫臏とを連続した系譜として叙述したり、「孫氏之道」と両者を総称することからすると、孫武と孫臏とに関する二種の著作は、或る時期には共に「孫氏之道」を記した同一流派の兵書として、一括して伝承されていた可能性も考えられる。ただし時期的に見て、武帝初年頃の造宮と推定される銀雀山一号漢墓より発見されたこれら二種の兵書が、後に『漢書』芸文志が記す「呉孫子兵法」と「齊孫子兵法」とに内容上は^(註32)ば対応することは確実であろう。

さて問題は、竹簡兵書中に含まれていた現行本『孫子』と重複する

十三篇が、果たして孫武と孫臏いずれの側の兵書に所属していたのか、との点にある。竹簡に於ては孫武・孫臏共に孫子と称されている以上、確かに金谷氏の指摘する如く、新たに孫臏関係の資料が出て来たと言っただけでは決め手にはならず、依然としてどちらとも取り得る可能性が残されている。

この問題を扱うに際して先ず留意すべきは、十三篇『孫子』の叙述形式が、その著者を春秋後期の呉越抗争時に呉の側に立った人物として、設定している点である。最初に現行本(宋本十一家注本)によって、以下にそうした箇所を挙げてみる。

「吾れ此を以て勝負を知る。將し吾が計を聴かば、之を用いて必ず勝つ。之に留まらん。將し吾が計を聴かざれば、之を用うるも必ず敗る。之を去らん。計利として聴かるれば、乃ち之が勢を為し、以て其の外を佐く」(計篇)

「算多きは勝ち、算少きは勝たず。而るを況んや算無きに於てをや。吾れ此を以て之を觀るに、勝負見わる」(同)

「吾れを以て之を度るに、越人の兵は多しと雖も、亦た奚ぞ勝敗に益せんや。故に曰く、勝は為す可きなりと。敵は衆しと雖も、闘い無から使む可し」(虚実篇)

「敢えて問う、兵は率然の如から使む可きか。曰く、可なり。夫れ呉人と越人の相悪むも、其の舟を同じうして濟りて風に遇うに当りては、其の相救うや、左右の手の如し」(九地篇)

計篇及び虚実篇の三例中に示される「吾」は、いずれも十三篇の著者の自称として登場しており、また九地篇の場合も、直接「吾」が使用

されてはいないが、質問者に応答する体裁で作者が登場している。これらの中、計篇に於ける「吾」は、或る国家の戦争計画に参与し、開戦前に於ける勝敗予測の計謀を君主に建策する人物とされている。更に虚実篇の「吾」は、越を敵国視する発言によって、呉に加担して対越戦に参戦した人物であることが明確にされている。そして最後の九地篇の例は、この著者が呉・越の抗争と同時代に活動した人物であることを示すものである。

次に前掲の四例に該当する箇所を、新出の竹簡資料によって示すと、
(註38)
 以下の如くである。

「吾以此知勝……」(計篇)

「……□□勝哉、故曰、勝可擅也、敵雖衆、可毋鬪也」(虚実篇)

「敢問、□可使若衛然乎、曰、可、越人與吳人相惡也、當其同舟

而濟也、相救若□……」(九地篇)

これによれば、今本とは文字にかなりの異同が見られ、かつ残欠が甚だしいとしても、上掲の箇所は竹簡の十三篇に於ても、ほぼ同内容で存在したと考えられる。

そもそも十三篇はその全体が、或る国家の君主及び將軍に対し、兵法の専門家が自己の兵学を陳述・教示する体裁で一貫している。この点を前提とした上で、特に前掲の四箇所注目すれば、十三篇の著者は、呉越抗争の最中呉に与して計謀を廻らした人物である如く設定されている、とすることができると言える。

かくの如く設定されている著者を、一応伝承通りに孫武と仮定した場合、孫武を主に対楚戦略の立案者としての役割に重点を置いて記述する『史記』呉太伯世家・伍子胥列伝とは、内容上合わない面が生じ

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

てくる。この点に対する理解の便宜上、やや繁雑になるが、以下に闔廬・夫差二代に互る呉の対外戦の概要を示して置きたい。

呉王闔廬が伍子胥と孫武の対楚戦略を実行に移し始め、数部隊を諸方より交互に楚に侵入させて、夷邑(河南省城父)・潜邑(安徽省霍山)・六邑(安徽省六安)を偽装攻撃し、弦邑(河南省潢川)を包囲したのは、紀元前五一年のことである。その後呉軍は、楚の派遣する救援軍との会戦を避けつつ敵を奔走・疲弊させる方針を採り、前五〇八年には楚の巢邑(安徽省巢縣)を攻略する。次いで前五〇六年に至り、呉は蔡・唐二国の兵を糾合して楚に総攻撃をかけ、五度の会戦に連勝して長駆楚都郢(湖北省江陵)に入城、翌年楚の依頼に応じた秦の援軍の参戦と越の本国侵入とにより撤退するまで、郢の占領を継続するのである。

一方呉越間の抗争が開始されたのは、対楚作戦発動の翌年、即ち前五一〇年に呉が越を攻撃した時点である。この事件に怨みを抱いた越は、前五〇五年、楚に遠征中の間隙を衝いて呉に侵入する。更に前四九六年、今度は呉が越に報復攻撃を試みるが、逆に構李(浙江省嘉興)で大敗し、闔廬は戦傷の後陣没、太子の夫差が即位する。前四九四年、二年前の勝利に乗じた越軍は呉に侵攻するも、夫椒(江蘇省呉興)で呉軍の邀撃を受けて敗北・潰走し、越王勾践は会稽山(浙江省紹興)に籠城の末降伏する。この大捷後十数年間は呉の圧倒的優勢が続き、呉軍は反転北上して魯・齊を相次いで撃破、前四八二年には覇者として晋・周・魯と黄池(河南省封邱)で会盟するに至る。ところが、その間密かに戦力を回復した越軍は、この虚に乗じて大挙呉に侵入、呉都姑蘇を焼き払う。呉王夫差は急遽軍を黄池より帰還させるが、結局

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

撃退し切れずに和睦を乞う。前四七七年、越は先年の打撃から未だ立ち直らぬ呉を再び攻撃、呉軍は笠沢（江蘇省松江）に迎撃するも大敗北を喫する。その後四七二年、越は戦力を消耗し尽した呉に総攻撃を加え、敗れた呉王夫差は自殺、永い呉越の抗争は呉の滅亡を以て終結するのである。

以上、呉楚と呉越の両戦役につき概略を記したが、この中『史記』が比較的詳細に伝えるのは、前五一年から前五〇五年の対楚戦に於ける孫武の活動である。次に呉太伯世家に於て孫武が登場する箇所を挙げてみる。

「光謀欲入郢、將軍孫武曰、民勞、未可、待之」

「九年、呉王闔閭謂伍子胥孫武曰、始子之言郢未可入、今果如何、

二子對曰、楚將子常貪、而唐蔡皆怨之、王必欲大伐、必得唐蔡、乃可」

一方、伍子胥列伝に於て孫武が登場するのは三箇所であるが、その中二箇所は前掲の呉太伯世家とはほぼ同文である。また残りの一箇所は、「當是時、呉以伍子胥孫武之謀、西破彊楚、北威齊晉、南服越人」とあって、「西破彊楚入郢、北威齊晉、顯名諸侯、孫子與有力焉」とする孫子呉起列伝の叙述とほとんど重複している。従つて、司馬遷がある程度の具体性を伴わせて記す孫武の事跡は、闔廬の治世に於ける対楚戦に範圍が限定されており、齊・晋や越との關係は、總括的表現中に於てのみ僅かに触れられるに過ぎないのである。

これに反して十三篇『孫子』の設定によれば、前述の如く、孫武が活動したのは専ら前五一〇年から前四七二年に至る対越戦の側と云うことになる。無論この二つの戦役は、時期がある部分重複しており、

孫武がその両方に関与することは不可能ではないが、それにしても『史記』と『孫子』とは明らかに重点の置き方が異っているのである。

かくの如く、孫武を呉越抗争とのみ結び付ける『孫子』の状況設定は、『史記』の叙述とはかなりの相違が見られるのであるが、それは「之を呉越に明らかにし」たとする上述の「孫氏之道」を奉ずる後学達の伝承と、まさしく符合するものである。

もとより、対楚戦・対越戦は共に春秋後期の呉に関する事件であるから、『史記』と『孫子』の間の差異ですら、何ら孫武と『孫子』とを結び付ける障害とはならない。ましてや『孫子』と陳忌問墨篇との場合は、かくまで両者の状況設定が完全に一致する以上、「孫氏之道」を継承する孫子学派内部に於て、十三篇『孫子』が呉に仕えた孫武の著作と見做されていたことは、愈々疑問の余地がないと言える。従つて銀雀山漢墓の竹簡兵書に於ても、更にはまた『漢書』芸文志の記す「呉孫子兵法」「齊孫子兵法」との關係に於ても、十三篇は当然孫武側の兵書に所属していたと考えるべきであろう。

この点は、以下の事柄からも確認し得る。今回の『孫膑兵書』の出現によつて、従来書名のみしか知られなかった「齊孫子兵法」の具体的内容が、完全な形ではないにせよ、初めて判明した訳である。この『孫膑兵書』の中、特に「擒龐涓」「見威王」「威王問」「陳忌問墨」「強兵」等五篇の内容は、そこに登場する「孫子」が戦国中期齊の威王と將軍田忌に仕えた孫膑を意味することを、明瞭に指示している。もし先程の推論とは逆に、十三篇『孫子』が前記の諸篇と共に「齊孫子兵法」の一部であったと仮定したならば、両者の間の状況設定が完

全に乖離しているため、到底一書としての整合性を保ち得ないことになる。故にこうした側面からも、十三篇『孫子』が「斉孫子兵法」の一部であった可能性は、もはや消滅したと見てよい。

更にこの点は、杜牧が伝える魏武帝筆削説との関係からも裏付けることができる。魏武帝筆削説については、既に前章で紹介した如く、従来それを疑う説が数多く提出されてきている。これに対し武内義雄氏は、「孫子十三篇の作者」と題する論考^(註34)に於て、『三國志』注が引く孫盛『異同雜語』に、「太祖、群書を博覽し、特に兵法を好む。集むるところの諸家兵法を鈔し、名づけて接要と曰い、世に伝わる」とあり、また『隋書』經籍志に「魏武兵書接要」十巻の書名が見えることを指摘して、魏武帝筆削説を補証している。従って、現行本が十三篇の体裁を取るに際し曹操が関与したことは、やはり事実として認めるべきであろう。魏武帝「孫子序」の末尾には、「審らかに計りて重く挙げ、明らかに画りて深く図る。相誣す可からず。而るに但だ世人未だ之を深く亮らかにせず。訓説・況文煩富にして、世に行わるる者は、其の旨要を失えり。故に撰びて略解を為る」とあるが、「故撰爲略解焉」との一文も、曹操自らそうした事情を表明したものと考えられる。以上の論述によつて魏武帝筆削説が事実とすれば、次にそれが如何なる形で行われたのかを考えなければならぬ。先ず曹操の所謂筆削なる行為が、果たして個々の本文自体に対する削除・選定の形式で加えられたのか、それとも篇単位の削除・選定の形式で為されたのか、との点について、判断を下して置く必要がある。これについては既に前章でも若干触れたが、別の角度から再説すれば、「故撰爲略解焉」との曹操自身の言が、本文に対する改削ではなく、主要な諸篇の抜粋

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

を指すことは、魏武帝を三百年以上も溯る竹簡本十三篇と現行本『孫子』の本文とが、基本的には同一のテキストであることから、もはや確定的と言える。

そこで最後に、魏武帝は呉・斉二種の「孫子兵法」の中いずれの側から十三篇を抜粋したか、との問題が残される。魏武帝「孫子序」に於て、彼は「吾れ兵書・戦策を觀ること多し。孫武の著す所は深し。孫子なる者は齊人なり。名は武。呉王闔閭の為に兵法一十三篇を作り、之を婦人に試む。卒に以て將と為り、西は強楚を破りて郢に入り、北は齊・晋を威す。後百歳余にして孫臏有り。是れ武の後なり」と述べる。つまり彼は、『史記』孫子呉起列伝に記されるが如き孫武の事蹟と後裔たる孫臏の存在とを充分踏まえた上で、大部の書中から特に十三篇のみを抽出し、それを孫武が呉王に提出した十三篇であると信じた訳である。

それでは、曹操は如何なる判断材料に基づいて、作者を孫武と断定したのであろうか。武帝が抜粋の対象としたのが「呉孫子兵法」であつて、そこに新出の「見呉王」や「呉問」の如き諸篇が付属していたとすれば、彼の予備知識からして、曹操が十三篇の作者を孫武と断定するのは、当然の事態として諒解し得る。もし逆に、武帝が抜粋の対象としたのが「斉孫子兵法」の側であつて、その中に新出の「擒龐涓」「見威王」「威王問」「陳忌問墨」「強兵」等の如き諸篇が含まれていたならば、彼が十三篇の著者を孫武と断定することは、到底有り得ない。

また銀雀山一号漢墓からは、竹簡兵書と共に、十三篇『孫子』の篇目を記した木簡一枚が発見され、これによつて既に前漢武帝期以前か

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

ら、十三篇が「まとまりの部分として特別扱いされ、他の諸篇とは明瞭に区分されていたことが判明した。従って曹操が見た「呉孫子兵法」八十二巻本に於ても、何らかの同様な区分が存在していて、彼はそれを基に十三篇を孫武が自ら著して呉王に提出した十三篇であると判断し、それを「呉孫子兵法」中の精粹として抽出・独立させたと推定される。

以上魏武帝筆削説との関係から検討してみたが、やはりこの結果からも、現行本十三篇『孫子』は孫武の著作として「呉孫子兵法」の側に所属していたと言える。

最後に畢以珣の指摘する所を、これまでの補足として挙げて置きたい。畢以珣は「孫子絞録」に於て、『通典』・『太平御覽』及び何延錫の注から、合計十三条の「孫子兵法」佚文を採録している。^(註36) それによれば、その中の十一條は、呉王と孫武との問答形式により、『孫子』九地篇が記す九種の地勢を挙げた上、各々の場合に対処すべき具体的戦術を詳細に解説する内容となっている。直接に呉王や孫武が登場する以上、畢以珣の主張する如く、これらの佚文が本来「呉孫子兵法」八十二巻の一部であったことは疑問の余地がない。恐らく後に十三篇のみを抽出した際、魏武帝により削除された部分に含まれていたものであろう。そしてこのことは逆に、呉王と孫武の問答に託して解説される九地篇自体が「呉孫子兵法」中に存在していたこと、即ち十三篇『孫子』が「呉孫子兵法」に所属していたこと、の証左にも他ならない。

以上本章では、実際に著者が孫武であったか孫臏であったかは一応別問題として、現行本『孫子』が所謂「呉孫子兵法」の一部であり、

古くから孫武の兵書として伝承されていた所の十三篇と同一であること、等を論述してきた。

続いて本章では、主に文献上の見地から、現行本『孫子』の成立時期に関して、その上限と下限とをどの程度まで詰められるかを検討してみたい。

三

『史記』孫子吳起列伝、並びに銀雀山出土の『孫子兵法』見吳王篇^(註37)によれば、孫武が初めて呉王闔廬と会見した際、闔廬は「子之十三篇、吾盡觀之」と語ったことになっている。そこでこの記述を信ずるならば、十三篇『孫子』は遅くも孫武が呉に仕える以前に著述されていなければならぬ。呉の公子光が專諸に命じて呉王僚を宴席で暗殺、呉王闔廬として即位したのは前五一六年のことであり、また闔廬が伍子胥の対楚戦略を実施し始めたのは、前五一一年である。『史記』呉太伯世家・伍子胥列伝によれば、対楚戦開始以前に孫武は既に呉に仕えていたとされるから、孫武が闔廬と会見したのは、前五一六年から前五一一年までの間となる。従って十三篇の著作時期は、この期間内の或る時点より更に溯る筈である。

ところが、第二章で触れた通り、『孫子』は呉越抗争と同時期に著述された体裁になっている。斎藤拙堂が指摘する如く、『左伝』によれば昭公三十二年(前五一〇年)に呉が越を伐つたのが呉越抗争の発端とされているから、『孫子』の内容が、前五一六年から前五一一年までの期間内の或る時点以前に記されることは、時期的に全く不可能

となる。単に断片的な字句のみが抵觸するのであれば、その部分を後世の挿入として処理することも、一応可能である。しかし「吾」なる著者が呉越抗争時に『孫子』を著作したとする設定は、そうした場合には異なつて、『孫子』の全体的構成の基本に関わる要素である。故に呉越抗争と結び付ける状況設定は、既に『孫子』が編集された当初から取られていたと考えるべきであろう。

とすれば、『史記』孫子呉起列伝や『孫子兵法』見呉王篇の記述にもかかわらず、十三篇が闔廬との会見時以前に著作されたものではあり得ず、『孫子』成立の上限は、早くとも呉越抗争が激化した時期以降に引き下げざるを得ないのである。

それでは続いて、『孫子』成立の下限につき検討を加えてみる。『孫子』中の文章は古代の諸書に多数登場するが、そのほとんどは戦国最末期から秦・漢にかけての人物による引用である。^(註36)そのため、『孫子』の成立が春秋期かそれとも戦国期かとの問題や、或いは著者が孫武か孫臏かとの問題を判定する直接の手懸りとはなり難い。

そうした中であつて、下限を示す最も重要な資料は、前三四三年の馬陵の戦いに於て、孫臏が將軍田忌に向つて、『孫子』軍争篇の文句を「兵法」の言として引用したとする、『史記』孫子呉起列伝の記載である。次に『史記』と軍争篇の該当部分とを対照してみる。

「兵法に、百里にして利に趣く者は上將を蹶し、五十里にして利に趣く者は軍半ば至る、と」(『史記』)

「甲を巻きて趨り、日夜処らず、道を倍して兼行し、百里にして利を争えば、則ち三將軍を擒にせられ、勁き者は先だち、疲るる者は後れて、其の法は十にして一至る。五十里にして利を争えば、

則ち上將軍を蹶し、其の法は半ば至る。三十里にして利を争えば、則ち三分の二至る」(軍争篇)

『史記』に於ける孫臏の引用は、『孫子』軍争篇の百里と五十里の場合とを折衷した形になっているが、軍争篇が典拠であること自体は疑い得ない所である。こうした孫臏の発言は、十三篇が孫臏自身の著作でないことはもとより、馬陵の戦役当時『孫子』が既に兵書として流布していたことをも前提とせずには、理解し難い性質のものである。故にこれから判断する限り、十三篇『孫子』の基本部分は遅くも孫臏以前に成立していたことになる。

そこで、これまでの検討により得られた上限と下限とを組み合せるならば、『孫子』の成立時期は、前五一〇年に開始された呉越抗争以後、前三四三年の馬陵の戦いまでの間、との一応の結論を得る訳である。

しかしながら、新たに銀雀山漢墓より出土した竹簡兵書中には、上記の推論とは別の可能性を示唆する資料が含まれており、先の結論を容認する前に、これらの内容に対する吟味を踏まえて置く必要がある。

その第一点は、『孫子兵法』呉問篇の記述であつて、『孫子』成立の上限に関わる事柄である。先ず以下にその全文を掲げてみる。^(註39)

「呉王問孫子曰、六將軍分守晉國之地、孰先亡、孰固成、孫子曰、范・中行氏先亡、孰爲之次、智氏爲次、孰爲之次、韓・魏爲次、趙毋失其故法、晉國歸焉、呉王曰、其說可得聞乎、孫子曰、可、范・中行氏制田、以八十步爲畹、以百六十步爲畝、而伍稅之、其

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

制田狹、置士多、伍稅之、公家富、公家富、置士多、主驕臣奢、冀功數戰、故曰先亡、智氏制田、以九十步爲畹、以百八十步爲畝、其制田狹、其置士多、伍稅之、公家富、主驕臣奢、冀功數戰、故爲范・中行氏次、韓・魏制田、以百步爲畹、以二百步爲畝、而伍稅之、其制田狹、其置士多、主驕臣奢、冀功數戰、故爲智氏次、趙氏制田、以百廿步爲畹、以二百卅步爲畝、公无稅焉、公家貧、其置士少、主儉臣収、以御富民、故曰固國、晉國歸焉、吳王曰、善、王者之道、宜以厚愛其民者也」

これによれば、吳王の質問に応じて孫武は晋の六卿の滅亡順序を推測し、趙の最終的勝利を予言している。吳王と孫武とが問答した当時、晋に六卿が割拠していたとするその内容を顔面通りに受け取った場合、吳問篇の成立年代は、遅くとも前四九〇年に范氏・中行氏が晋国より出奔した時点を、かなり溯るとしななければならない。とすれば、前五一年に孔子が晋の滅亡を予言し、やはり同年に蔡墨が范氏・中行氏の滅亡と趙の存続とを予言したの^(註40)と、ほぼ同時期の成立となり、これは丁度孫武が吳王闔廬と会見したとされる頃と一致する訳である。

次にこの篇の体裁をそのままには信用せず、予測全体の中、前半部分は既に確定した事実に基づきながら、恰もそれが予言であるかの如く構成されていて、後半部分のみが真に未確定の事態に対する予言として記録された場合について考えてみる。この場合には、上記の前四九〇年の事件を含め、前四五八年に智伯・韓・魏・趙四氏が范氏・中行氏の領地を分割した時点、前四五三年韓・魏・趙が智伯氏を滅し、その領土を分割した時点、前四〇三年韓・魏・趙が周王室より諸侯として公認された時点、等々相当広範な期間がその可能性の中に包摂さ

れる。しかも、韓・魏が滅び趙が晋全域を支配するとの孫武の予言の結末が、三晋が鼎立を続けた末、共に秦に併合されたその後の歴史展開により完全に覆えされるまでは、吳問篇の内容には予言としての要素が辛うじて保持される。従って極端な可能性を求める時には、吳問篇成立の下限を、前二二一年の秦による六国征覇の直前まで引き下げることすらできるのである。

要するに、吳問篇の記載を全面的に信用して、それが晋の六卿並立期と同時資料であると考えた場合のみ、吳問篇は『孫子』を伝承通り孫武や吳王闔廬と結び付ける根拠となり得る。これに対し吳問篇の記載中に、たとえ一部でも、既に確定した歴史事実を以て恰も事前の予測の如く虚構した部分が含まれる、と仮定した場合は、その成立時期は春秋後期から戦国末まで一挙に拡大し、『孫子』を孫武の自著とする論拠とは些かもなり得ないこととなる。

ただし韓・魏・趙の鼎立状態が固定し、しかもそれら三晋内での争覇戦以上に、東進せんとする秦の猛攻に三者共耐え得るか否かが決定的意味を持つてくる戦国中期以降に於ては、たとえ予言の形式としてではあっても、趙の勝利を結論として導くことは躊躇されるであろう。そこで前に示した可能性の範囲から、戦国中期以降を除外し、春秋後期から戦国初期までを対象範囲として残して置くのが妥当な所であろう。

しからば、この範囲内で更に厳密に吳問篇の成立時期を確定し得るであろうか。吳樹平「從臨沂漢墓竹簡吳問孫武的法家思想」では、六卿の消長を予測するに際し、公田の区画面積、賦稅の比率、士の常置數、等の相互連関を基準とする孫武の判断様式は、春秋末の社会状

況の反映であるとし、これを孫武自著説の補証としている。確かに呉問篇の示す判断様式は、歩兵の可能動員数、騎兵の総数、穀物の備蓄量、軍需物資の産出量、国境の地勢、等を基準に国力の強弱を計量する戦国中期以降の方式とは差異が見られる。^(註41)

しかしながら考慮すべきは、呉問篇の判断基準が春秋末の社会状況と対応するとしても、そこには当然数十年から百年程度の幅が容易に生ずる点である。たとえば魏の文侯・武侯、楚の悼王に仕えた呉起は、封建貴族から采邑を没収する一方、選抜の上で軍士を募り、軍功に応じて彼等に田宅を支給して、職業戦士からなる精鋭軍の育成に努めている。即ち呉起の場合も、軍事力の基盤はやはり公田に常置される戦士に求められているのであって、呉問篇と大差ない状況が戦国初期に於ても依然として存続していたことを示している。つまり前記の判断様式は、必ずしも前五一〇年前後に時期を極限すべきものではなく、春秋末から更には戦国の初期までも、その該当範囲として許容しなければならぬであろう。従って、呉問篇に示される社会状況を新たに判断条件に含めたとしても、呉問篇の成立時期としては、依然春秋末から戦国初期までの間が残るのである。

他にも孔子や蔡墨が晋の将来を予言したとの伝承が存在する如く、六卿の晋国分割以降、晋がいずれの手中に帰するかとの予測は、汎く世間の関心を集めた話題であったと思われる。呉問篇も恐らくはこうした風潮に倣って、春秋末から戦国初期にかけてのいずれかの時点で於て著作されたものであろう。^(註42)

以上の諸点を考え合わせるならば、呉問篇の記載を以て、直ちに『孫子』の著者が孫武であることの証拠とし、『孫子』の成立時期を

伝承通りに孫武と闔廬の会見以前と断定することには、なお慎重な留保が要求されるとしなければならぬ。

続いて今度は、同じく竹簡兵書の中でも、『孫子』成立の下限に関わる資料の検討に移りたい。竹簡本『孫子』の用問篇には、「……在夏、周之興也、呂牙在……」と「唯明主賢……」との間に、「……衛師比在陘、燕之興也、蘇秦在齊」との文章が見える。現行本の用問篇では、この部分が、「昔殷之興也、伊摯在夏、周之興也、呂牙在殷、故惟明君賢將」と続いており、竹簡本の如き表現は含まれていない。この中「……衛師比在陘」なる記述が如何なる具体的事実を指しているのかは、今の所不明であるが、「燕之興也、蘇秦在齊」の方は、前三二四年蘇秦が燕に対する脅威を取り除くため客卿として斉に入り込み、その後湣王に濫費をそそのかして、斉の国力を疲弊させんとした事件を指している。当然こうした内容は、既に蘇秦の謀略活動が世上に流布された後に記述されたとしなければならない。蘇秦が実は燕の易王の間諜であったことが発覚したのは、前三一七年蘇秦が斉で非業の死を遂げた後である。故にこの表現を以て『孫子』の成立時期を判定する基準とする時、『孫子』成立の下限は前三一七年より更に引き下げざるを得ず、それは早くも紀元前三百年前後となろう。

このことは、前三四三年の馬陵の戦役以前、既に『孫子』が成立していたことを推測させる『史記』の記載とは、明らかに矛盾する。そ
れでは、我々はこれら相反する二つの資料の中、いずれの側を信ずべきであろうか。

『史記』の側にも、果たしてそれが馬陵の戦い当時に於ける孫臏の

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

実際の発言を記録したものの否か、との点を疑って疑えぬことはない。しかしより多くの疑問が残るのは、むしろ新出の用間篇の側である。

一体『孫子』には固有名詞の登場が極めて稀である。現行本により固有名詞総てを挙げてみると、呉人・越人・(曹) 劔・黄帝・四帝・率然・常山・夏・殷・周・伊摯・呂牙の十三種、計十四箇所(註43)に過ぎない。しかもこれらの用例のほとんどは、半ば伝説に類する事象を表す名詞として、極めて一般化されたものばかりであって、これらを手懸りに具体的な地域や時期を特定し難い性格を示している。これに対して「……衛師比在陘、燕之興也、蘇秦在齊」との場合は、格段に具体性を帯びており、他の用例との間に著しい違和感を感じさせる。更に用間篇の文脈中に於て比較した場合も、殷・周王朝の創立を述べる直前の例とは事件の規模があまりにも違い過ぎ、やはり内容的に大きな懸隔が見られる。これが疑問の第一である。

また竹簡本の表現が、『孫子』成立の当初から存在したとすると、『孫子』を呉越抗争と同時期の著作の如く設定する全体的構成から、その部分だけが明白に逸脱することになる。前掲の固有名詞中、比較的具体性を帯びた時期を指示するのは、僅かに呉人・越人と諸・劔の四例のみである。その中の前二者は、上述の如く前五一〇年から前四七二年までの呉越抗争時を示しており、残りの二者は、春秋時代の勇者として名を馳せた専諸と曹劔とを連称した表現である。専諸が呉の公子光の命により呉王僚を刺殺したのは、前五一六年であり、一方の曹劔が魯の荘公のために会盟の席上で斉の桓公を脅迫し、奪われた領土を返還させたのは、前六八一年のことである。従って現行本に即した場合、『孫子』の著者が、具体的史実としては呉越抗争が継続中で

ある時期を決して降ることのないよう、慎重に配慮した形跡を窺うことができる。一方に於て、『孫子』の作者が呉に仕えた孫武である如く周到な配慮を廻らしつつ、他方に於て、前三一七年以後でなければ絶対に知り得ない事件を平然と記述すると云うのは、同一人物の仕業としては到底理解し難い。これが疑問の第二である。

これら二点を考え合わせるならば、竹簡本に記された問題の箇所は、最初から用間篇の本文であったと考えるよりは、戦国末から漢初にかけて『孫子』が伝承される間に、後人により加筆された可能性の側が強いと言える。故にこうした疑念が残る以上、単にこの箇所のみを以て、『孫子』成立の下限を戦国末まで引き下げることは避けるべきであらう。

これまで『孫子』成立の上限に関わる資料として『孫子兵法』呉間篇を、そして下限に関わる資料として竹簡『孫子』の用間篇を取り上げ、各々検討を加えてきた訳であるが、結局そのいずれもが、『孫子』の成立を呉王闔廬の即位当時に引き上げたり、或いは蘇秦の死後に引き下げたりする決定的証拠とはなり難いと判断せざるを得ない。

以上本章では、主に文献上の視点から、『孫子』成立の上限と下限とにつき考察した。その結果、『史記』及び竹簡兵書の孫武伝の如く、その全体を呉王闔廬との会見以前に孫武により著作されたものとは見做し難いが、一方戦国中期の孫臏以前にはその主要部分が成立していたと思われることから、成立時期としては春秋後期の呉越抗争激化後より戦国初期に互る期間を想定するのが妥当である、との一応の結論を導き出した。

次章では更に『孫子』の内容と歴史的状況との対応について検討を加え、先の推論の当否を検証することにした。

四

従前『孫子』の成立時期に関しては、春秋末とする説、戦国期とする説、或いは前漢まで降るとする説等、様々の異説が提出されてきた。今回武帝初年の造営と推定される漢墓から竹簡本『孫子』が発見されたことにより、漢代の著作とする説は完全に否定されたが、それでも春秋末から戦国末までの期間が、依然可能性の範囲として残されている。そこで本章では、『孫子』の内容が前記の範囲の中いずれの時期の社会状況と最も適合するかを検討し、更に古代中国に於て『孫子』を嚆矢とする本格的軍事思想が形成されるに到った背景についても、合わせて考えてみようと思う。

この問題を考えるに際して先ず取り上げるべきは、『孫子』成立の歴史的状況に対し最も詳細な議論を展開する斉思和「孫子著作時代考」^(註4)であろう。その論旨はかねて葉適・姚姬伝等により提出されていた疑問点を敷衍したもので、『史記』所載の孫武伝が極めて信憑性に乏しいこと、『孫子』に登場する戦争規模が春秋時代としては過大であること、使用される用語が戦国期の思想状況を反映していること等を根拠に、孫武著作説を退けて『孫子』を戦国期の成立とする所にある。彼の挙げる三点の中、孫武伝の信憑性に関しては既に前章で論じた如くであり、また用語と思想状況との関係については次章で扱う予定なので、本章では主に戦争形態の問題に絞って、斉思和の論点を再検

討する方法を取りたい。

なおこの作業を進めるに当たっては、斉思和が戦争形態比較の基準として挙げる動員兵力数と戦争期間の他に、更に進撃距離・軍隊構成等の観点をも含めて考察してみる。その方が、戦争形態を多角的に把握し得るからである。また斉思和は時代を大きく春秋と戦国とに二分して比較・対照しているが、本稿では前章までの結果を考慮して範囲をより限定し、春秋末と戦国中期とを時代比較の基準に据えた上で、各々前後の時期との比較を試みることにする。その際、春秋末は『孫子』の成立と伝承上深い関わりを持つ呉楚及び呉越間の戦争形態を具体例とし、戦国中期は孫臏とほぼ同時代に当る蘇秦・張儀の活動期の戦争形態を事例として取り上げる。

それでは、最初に動員兵力数から検討を始める。斉思和は、春秋期の戦争に於ける一般的動員兵力を示す実例として、『左伝』より以下の四戦役を挙げている。

- (1) 隠公元年(前七七二年)、魯が京を討伐。魯の戦車は二百乗、推定兵力数六千人。
- (2) 莊公二十八年(前六六六年)、楚が鄭を討伐。楚の戦車は六百乗、推定兵力数二万人。
- (3) 僖公二十八年(前六三三年)、城濮の戦いに於て晋が楚を破り、覇者の地位を確立する。晋の戦車は七百乗、推定兵力数二万人余。
- (4) 成公二年(前五八九年)、晋は魯・衛と連合して斉を討伐、寧に於て戦う。晋の戦車は八百乗、推定兵力数二万四・五千人。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

確かに上記の事例を見る限り、春秋時代の動員兵力数は、斉思和の指摘する如く、最大でもせいぜい二万前後となる。一方彼は、戦国期に於ける動員兵力数を示す資料として、各国共に「帶甲數十萬」を備えていたとの『戦国策』の記事を列挙する。斉思和はかかる対比を踏まえた上で、「凡用兵之法、馳車千輛、革車千乘、帶甲十萬」(作戦篇)とか、「凡興師十萬」(用間篇)等と述べられる『孫子』の戦争規模は、到底春秋時代のものではあり得ず、戦国期に於て初めて可能な表現である、との結論を出すのである。

しかしながら、この比較・対照の仕方にはなお問題が残る。それは、春秋期の実例が前五八九年までに止まっているにもかかわらず、その四例で以て春秋時代全体を代表させている点である。従ってこうした極めて大まかな方法では、春秋か戦国かとの判定以上には分析が進まない訳である。

そこで、斉思和が考察の対象に含めていない春秋末の状況について、より詳細に検討してみる。楊寛『戦国史』は、春秋も後期に到ると、郡県の拡大により以前に比べ各国の動員兵力数が飛躍的に増加し、戦車数千乗、兵卒十数万、との規模に達していたことを述べる。楊寛がその例証として挙げる所を紹介すると、次の如くである。

先ず魯の昭公(前五四一〜前五〇一年)当時、晋は国内に四十九県を設置して一県毎に戦車百乗を備え、その総数は四千九百乗であった。魯の昭公十三年(前五二九年)、晋が邲南に於て觀兵式を行った際、戦車四千乗がそれに参加している。一乗当り三十人として計算する時、四千九百乗の兵力数は十五万人近くとなり、独立の歩兵部隊を加算すれば総兵力数はこれを更に上回る。次に楚の靈王(前五四〇〜前五二

九年)当時、楚は陳・蔡・東西不羹の四大県に各々千乗を賦して、これら四県のみで四千乗の戦車を保有し、更に申・息等の県や他の地方軍をも加えると、楚の総兵力は戦車万乗、兵卒数十万に達する。

以上の楊寛の所説により、春秋後半には既に十万を越す兵力を動員する状況が出現しており、斉思和の如く、単に春秋前半の事例のみを以て、春秋期全体の一般的動員兵力数を二万前後とは規定し難いことが判明する。

更にこの点を、『孫子』と関係の深い呉楚及び呉越間の抗争について考えてみる。呉が楚都郢を攻略した際の総兵力は定かではないが、夫槩直属の一部隊が五千人で、他に闔廬の本隊(大師)、蔡・唐の援兵が加わっており、^(註45)『尉繚子』制談篇に「有提三萬之衆、而天下莫當者誰、曰、武子也」とある如く、総計三万程と考えるのが妥当な所であろう。『国語』呉語に、呉王夫差が帶甲三万を率いて黄池の会盟に赴いたと記されることも、この推測を裏付ける。ただしこれは遠征軍の場合であって、『国語』越語上篇には、呉の兵力を「衣水犀之甲者、億有三千」とする越王勾踐の言が見え、夫差が兵力数のみを恃むことを非難する前後の文脈からして多少の誇張が含まれるとしても、夫差の全盛時、国内での可能動員数は十万近くに達していたことを窺わせる。呉の侵入に対抗した楚の兵力も不明であるが、当時の楚の国力から判断して、二十万を下らぬ兵力が動員されたと思われる。また『史記』越王勾踐世家によれば、前四八二年越が呉を攻撃した際の総兵力は、凡そ五万と記録されている。

以上の諸点を総合すると、春秋後期は前期に較べて兵員数が著しく増加しており、晋・楚等の大国は兵力十数万から二十万、呉・越等に

於ても五方から十万の間に達していたと言える。

一方『戦国策』が記す戦国中期の状況は、「能具數十萬之兵」(趙策)と各国共に数十万の兵力を動員し得る態勢にあったことを示している。やや繁雑になるが、以下に『戦国策』が伝える各国の兵力数を掲げてみたい。^(註46)なお時期を一定させるため、引用は総て蘇秦の言を用いた。

- (1) 齊「帶甲數十萬」(齊策)
- (2) 燕「帶甲數十萬、車七百乘、騎六千疋」(燕策)
- (3) 韓「帶甲數十萬」(韓策)
- (4) 魏「武力二十餘萬、蒼頭二十萬、奮擊二十萬、厮徒十萬、車六百乘、騎五千疋」(魏策)
- (5) 趙「帶甲數十萬、車千乘、騎萬匹」(趙策)
- (6) 楚「帶甲百萬、車千乘、騎萬匹」(楚策)
- (7) 秦「戰車千乘、奮擊百萬」(秦策)

以上は蘇秦が合従策を説いて活動した戦国中期、前三三〇年頃の状況であるが、戦国末に降ると動員数は更に増加し、両軍の兵力が各々四十万ないし六十万に達する例が度々見られ、それに伴い一戦役に於ける戦死者の数だけでも十数万から四十万に及んでいる。

それでは、『孫子』に登場する「十萬之師」(作戰篇)は、上述のいずれの時期に該当させるべきであろうか。十万の軍を動員すること自体は、齊・晋・楚等の大国であれば、春秋後期に於ても充分可能であったと言える。しかし『孫子』に於ては、「十萬之師」が諸侯間の戦争の一般的規模を示すものとして語られている点を考慮すれば、春秋後半としてはやはり兵力数が過大である。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

次に孫臏や蘇秦・張儀が活動した戦国中期の場合は、各国の兵力は数十万から百万の間であって、いずれも「十萬之師」を遙かに超えている。従って『孫子』の兵力数は、戦国中期としては若干過少であるとの印象を免れない。もともと、実際に遠征軍を派遣する際、常に国力の最大限度まで動員する訳ではないから、前三五四年魏が十万の軍で趙の邯鄲を攻困した例が示す如く、具体的現象としては「十萬之師」程度がまだ一般的であったと考えられる。

これが戦国末、即ち紀元前三世紀に入ると、遠征軍は通常三・四十万から六十万の規模となり、十万の兵力では、もはや一方面を担当する支援軍としての役割しか果たせなくなっている。『孫子』は作戰篇や用間篇に於て、十万の兵力動員が国家財政に如何に苛酷な負担を強いるかを指摘し、十万の遠征軍の派遣が国家の一大事業であると力説するが、これは戦国末の状況とは遠く懸け離れている。

従って兵力数の観点から『孫子』の成立時期を考える場合は、春秋末までと戦国末を除外し、戦国初期から戦国中期までを該当範囲として残すのが妥当な所であろう。

『孫子』の成立時期をこのように仮定した場合、『孫子』は現存の兵書中最も早い時期の成立となるが、この点は兵力数に関する『孫子』と他の兵書との対比からも裏付けられる。たとえば『尉繚子』は、將理篇に於て「兵法曰、十萬之師出、日費千金」と『孫子』を引用する一方、^(註47)制談篇では「今天下諸國主、所率無不及二十萬之衆」と、その後動員数が倍増している現状を述べる。また『呉子』は、「百萬之師」(論將篇)とか「破秦五十萬衆」(勵士篇)等の兵力数を記すと共に、五・六万を寡兵の如く表現(勵士篇)している。更に『六韜』教戰篇

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

にも「百萬之衆」との表現が見られる。これらと比較する時、『孫子』中の兵力数は相対的に小規模であり、それだけ時期的先行性を窺わせる。新出の『孫臏兵法』八陣篇に、「萬乘之國」とあったり、客主人分篇に「帶甲數十萬」とあること等も、戦国中期以降の状況の反映と見られ、やはり『孫子』との間には時代差が存在している。

先程までは兵力数につき論じてきたが、次に戦争の長期化の問題に論点を移したい。斉思和はこの点に關し次の如く述べる。春秋時代の戦争は平原での戦車戦であったため、城濮の戦い・泌の戦い・鞏の戦い・鄆陵の戦い等、著名な大戦争も勝敗は皆一兩日の中に決し、数年を要する持久戦は存在しなかった。ところが戦国期に入ると、趙が十年を費して中山を攻撃したり、燕が前後七年に亘って斉に侵攻した戦例が示す如く、数年に及ぶ長期戦が出現した。従って「役不再籍、糧不三載」(作戦篇)等と長期出兵の不利を戒める『孫子』の内容は、戦国期でなければ記述される筈がないと。

以上の見解は、全般的には正当なものと言える。ただし、春秋末の呉を廻る一連の戦争については、若干再考すべき点がある。斉思和は呉が楚に侵攻して郢を占領した戦役に対し、柏挙で両軍が本格的に戦鬪を交えてから郢に入城するまで僅か十日足らずであり、呉が出兵してから撤退するまで含めても八・九ヶ月に過ぎないと、それを長期戦とは認めていない。

しかしながら、この戦役の継続期間を上記の如く算出するのは、実妥当ではない。呉・楚両国は既に前五二六年から、国境附近の要衝である州来(安徽省鳳台)の支配権を廻って争奪戦を繰り返している。

即ち、前五二六年呉は楚を攻撃し州来を占領するが、三年後楚が州来を奪回して築城、前五一九年には呉が再度州来を攻囲、楚の援軍を鶏父(河南省固始)で大破する、と云った具合である。またこの翌年にも、楚の辺邑鐘離(安徽省鳳陽)と呉の辺邑卑梁との間で境界線を廻る紛争が生じ、両国共この地域に出兵している。つまり、徐(安徽省泗県)や鐘吾(安徽省宿遷)等の小国を併合しつつ現在の安徽省一帯に進出を企てる呉とそれを阻止せんとする楚とは、かねてより敵しい敵対関係の下にあったのである。

こうした経緯を踏まえ、呉王闔廬は楚都郢への侵攻を図り、そのための戦略を伍子胥に立案させて、前五一一年それを実施し始めるのである。留意すべきは、この時点で早くも郢の占領が最終目標として決定されている点である。従ってこの戦役は、既に前五一一年の段階に於て開始されたと見做すべきである。その後数年間、呉は諸方から交互に楚に侵入、各地を偽装攻撃しては会戦を避けて素早く撤退する戦術を繰り返して、救援に駆けつける楚軍を翻弄する。これら一連の機動戦は、強大な楚の軍勢力を漸次疲弊させて、郢への長駆進撃を容易ならしめる準備行動として、意図的に展開されたものである。前五〇六年の楚都郢への入城は、こうした伏線の上に獲得された戦果に他ならない。

故にこの戦役の継続期間は、戦略目標が決定された前五一一年から呉軍が撤退した前五〇五年までの七年間に及ぶとしなければならぬ。これは従来の中原諸国間の戦争には全く類例を見ない長期戦であり、「曠日持久數歲」(「戦国策」趙策)と、戦国期には一般化する長期持久戦の先駆的事例となっている。

また呉越の抗争は全期間六十二年に及ぶが、樵李に於ける呉王闔廬の戦死後、抗争が激化した時点から数えても、呉国の滅亡まで実に十四年を要する長期戦となっている。

更に六卿並立状態の晋に於て、前四九〇年に范氏・中行氏を出奔させ、次いで前四五三年智伯氏を滅すまで、韓・魏・趙三氏がほぼ五十年を費して晋国を三分割した事例も、途中軍事行動に断絶があったり、同盟関係に変動がありはするものの、基本的な敵対関係は隠顕しつつ持続しており、一種の長期持久戦と見做し得る。

故に「相守數年、以爭一日勝」(用周篇)と描写される『孫子』の持久戦も、春秋末には既に出現していた訳で、戦国期以降でなければ絶対に記述し得ない現象ではない。もともと『孫子』に於ては、長期戦がかなり一般的現象であることを前提とした上で、短期決戦の必要が説かれているのであり、単に上記二・三の事例のみを以て、その該当時期を春秋末のみに求めることは、なお躊躇されるであろう。ただしこれ以後長期戦が増加し続け、戦国期後半には戦争形態そのものが長期持久戦へと変質し、もはや短期決戦を望むべくもない状況となっていることからして、『孫子』が示す長期戦の該当時期は、上は一応春秋末をも含め下は戦国中期に至る広い範囲を想定して置くのが、無難な所であろう。

次に戦争全般の長期化と関連して、更に攻城戦の長期化についても再考してみたい。春秋期前半は城郭の規模が小さく、防禦手段も未発達なため、長期に亘る攻囲網を維持することが困難であった。従って当時の攻城戦が数日からせいぜい数ヶ月を限度とし、『孫子』謀攻篇が記す「修櫓轆轤、具器械、三月而後成、距闔又三月而後已」と云っ

た状況になかったことは、斉思和の指摘する如くである。

しかし春秋も末になると、攻城戦は長期化の様相を帯び始める。

『墨子』公輸篇によれば、恵王(前四八八〜前四三二年)の時、楚は公輸盤の開発した攻城用新兵器雲梯を用いて宋を攻撃せんと図り、これに対し墨翟は、禽滑釐が率いる配下の防禦部隊に宋の城邑を守備させる一方、自ら楚王と会見して侵攻の中止を説いたとされている。この他『墨子』中には、備城門篇以下守城術を克明に記した諸篇が存在しており、それこそ墨者集団が非攻を実践する過程で編み出した守禦戦法の記録に他ならない。これら兵技巧に属する篇の多くは、墨翟に高弟の禽滑釐が兵法の伝授を乞う形式を取っており、墨家が防禦部隊を整備するに際し、墨翟の後二代目の鉅子の位を継いだと推定される禽滑釐が、中心的な役割を果たしたことを示唆している。墨家集団は前三八一年、恐らくは三代目の鉅子である孟勝の指揮下、楚の陽城を守備して敗北、その責を負って百八十人全員が集団自決を遂げている。^(註49)この事件によっても、既に前三八一年以前から、墨家が防禦部隊を編成して非攻活動を実践していたことが裏付けられる。従って前記の諸篇は、墨翟及び禽滑釐が活動した春秋末から戦国初期にかけて案出された守城法の記録と推定し得る。^(註50)

これらの記録中には、雲梯・轆轤・軒車・衝車等の大掛りな攻城兵器が続々と登場すると共に、それに対抗する防禦戦術もまた、種々の兵器を駆使しつつ高度に組織化された水準に達していて、この時期、数々の新兵器の開発により攻撃側・防禦側共に戦闘能力が飛躍的に向上し、それに伴って攻城戦が一挙に苛烈の度を増しつつあった状況を物語っている。

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

攻撃・防禦双方の著しい戦力強化に伴って、攻城戦が長期化の様相を呈し始めたであろうことは、想像に難くない。墨翟が城を守り抜くための必要条件の中に、「薪食は以て三月以上を支うるに足る」（備城門篇）点を挙げるのも、この時期の攻城戦が春秋前半に比して大幅に長期化し、一旦敵の攻囲を受けた場合は、最低三月以上の籠城を覚悟せざるを得ないのが通例であったことを示している。

かかる状況の変化を象徴する具体的戦例としては、晋陽の攻防戦が挙げられる。前四五年、智伯氏は韓・魏二氏と連合し、趙襄子の守備する晋陽を攻撃する。最初の三月は城壁めがけて力攻するが結局抜けず、次いで包囲しつつ晋水を決壊させて水攻めにする戦術へと転じた。この時、城兵は飢餓や疲弊に耐えながら、籠城すること実に三年に及んでいる。前四五年、韓・魏が突如返返って趙と結び、城の内から智伯氏を挾撃して潰滅させたため、晋陽城は陥落寸前まで追い込まれながらも、遂に危機を脱したのであった。この戦例は、春秋末には既に数年に亘る攻城戦が存在したことを示している。

また『孫子』謀攻篇には、「櫓・輶を修め、器械を具うるは、三月にして後成り、距闔又た三月にして後已む。將其の忿りに勝えずして之に蟻附し、士を殺すこと三分の一なるも、而して城の抜けざるは、此れ攻の災なり」との攻城法が示されるが、これは『墨子』備高臨篇が、「適人土を積みて高きを為り、以て吾が城に臨む。薪土俱に上せ、以て羊黔を為る。櫓を蒙りて俱に前み、遂に之を城に属かしむ」と描写する攻撃法とほぼ一致する。更に輶輜のことは備城門篇に、蟻附については備蟻傳篇に、各々記載が見えている。

以上の諸点から判断すれば、『孫子』が記す長期の攻城戦も、春秋

末から戦国初期には既に出現していたと考えられ、『孫子』の記述はこの時期の状況を反映したものと理解することも、十分に可能である。

次に進撃距離の拡大に論点を移す。『孫子』九地篇には、「凡そ客為る道は、深く入れば則ち専らにして、主人克たず」と、意図的に敵国深く侵入して決戦を求めざる戦術が説かれるが、その際の具体的進撃距離は、「千里饋糧」（作戦篇）とか「出征千里」（用間篇）との記述によって、一千里内外であったことが知られる。と同時に、作戦篇や用間篇では千里の遠征に伴う補給の困難性も指摘されており、『孫子』の著作当時、進撃距離は通常の場合、一千里（四〇〇軒）程度を限界としていたことが窺える。

そもそも長距離進撃は、軍の機動性や補給能力の増大を俟って可能となる。『孫子』が示す進撃距離は、険阻な地形を突破できず行動範囲の狭い戦車部隊を主力とする、春秋期の一般的状況と比較した場合、やはり過大と言わざるを得ない。進撃距離が飛躍的に伸長するのは、春秋末の呉の軍隊を以て嚆矢とする。前五〇六年、呉は一挙に楚都郢を攻略するが、これは前代未聞の長駆進撃であって、片道の行程は二千里を優に超えている。降って前四八七年、呉は前年魯の季孫子の攻撃を受けた邾の救援に赴き、魯軍を連破して都城（山東省曲阜）に迫ったため、魯は城下の盟を余儀なくされる。更に前四八五年、呉は魯・邾・邾の兵を糾合して斉を攻撃、鄆邑（山東省蒙陰）に進撃する。呉はこの翌年にも、前年の敗戦の報復を企て魯を攻撃した斉を伐ち、艾陵（山東省萊蕪）で大勝利を得る。これら一連の対魯・対斉戦も、皆片道一千里を超す長距離進撃となっている。

かくの如く、当時の水準を遙かに上回る長距離進撃を反復し得たのは、闔廬・夫差に率いられた呉軍のみであった。それを可能にした要因としては、呉軍が戦車よりも歩兵を主力に編成されていたため、中原諸国の軍に比して地形の制約を受ける度合が低かった点が挙げられる。また、水軍により援兵や補給物資を前線付近に揚陸し得た点も、原因の一として考えられる。前四八六年、呉が邗に築城の上、邗溝を開鑿して淮河と長江を連結したのは、北方の齊を攻撃せんとする意図からであった。翌年実施された斉国遠征に際しては、更に海上からも水軍が北上し、部隊を齊に上陸させている。また前四八四年、沂水・泗水・淮河を運河により連絡したのも、二年後の黄池の会盟に出征するための準備であった。こうした事例は、呉軍の長距離進撃に於て、水上補給路が重大な役割を演じていたことを物語っている。

かくの如く、一千里を超す長距離進撃は春秋末の呉より開始された訳であるが、この時期の呉に関する資料には、『孫子』九地篇が説く長距離進撃の戦術と類似する記述が見られる。呉王夫差は兵三万を率いて黄池の会盟に赴くが、晋との盟主争いが長引く間に、故国が越の攻撃を受け、異境に進退窮まってしまう。この時臣下の王孫雒は、次の如く建策する。

「吾が道路悠遠なり。(中略)民の死を惡み、貴富にして以て長没せんことを欲するは、我と同じ。然りと雖も、彼は其の国に近くして遷るところ有り。我は慮を絶ちて、遷るところ無し。彼豈に能く我と此の危事を行わんや。(中略)請う、王、士を勵して以て其の朋勢を奮わせ、之を勸むるに高位重畜を以てし、刑戮を備えて以て其の勵まざる者を辱しめ、各々其の死を輕んぜ令めば、

彼將に戦わずして我を先にせんとす」(『国語』呉語)^(註51)

即ち、呉軍は遙か遠征途上にあつて、民は勇戦する以外に帰還の方策がないのに対し、晋兵は故郷が近く、決死の覚悟を定め難い。従つて、自軍のこうした窮地を逆用し、厚賞嚴罰により士気を鼓舞した上で決戦を挑むならば、晋は戦わずして盟主の座を譲るであろう、と言つのである。

これは、「凡そ客爲るの道は、深く入れば則ち専らにして、主人克たず」と長距離侵攻の利点を説く、『孫子』九地篇の戦術と酷似した内容を持つ。そもそも、「兵士は甚だしく陥れば則ち懼れず、往く所無ければ則ち固く、深く入れば則ち拘し、己むを得ざれば則ち鬪う」のであり、「諸侯自ら其の地に戦う」散地に於ては、兵士は逃亡による生還の望みを抱いて戦意が鈍りがちである。そこで、故意に敵国奥深く侵入して脱走の望みを断つてしまえば、「之を往く所無きに投ずれば、死すとも且た北げず」と、兵士は決死の覚悟を固めて結束する。その上で「無法の賞を施し、無政の令を懸け」て、士気を鼓舞するならば、「吾が士に余財無きも、貨を惡むには非ざるなり。余命無きも、寿を惡むには非ざるなり。令発せらるるの日、士卒の坐する者は、涕襟を濡し、偃臥する者は、涕頤に交わる」と、彼等は悲壮な決意で戦鬪に臨み、散地で戦う敵軍の兵を圧倒する。以上が九地篇の主旨であつて、これはまさしく前掲の王孫雒の発言と全く発想が同一である。

また『国語』越語下篇には「天時作らざれば、人の客と爲らず」等と、やはり九地篇で説かれる「主客」に関する記述も見える。これらの類似点は、千里を超える長距離進撃が呉軍を先駆とする点や、数年に亘る長期持久戦の嚆矢が呉楚及び呉越の抗争であつた点と並んで、

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

『孫子』の内容が春秋後期に於ける呉・楚・越間の戦争形態と密接な関連を持つことを示すものである。^(註52)

以上春秋後期の状況を述べたが、それでは戦国中期以降、進撃距離には如何なる変化が生じたであろうか。『戦国策』中には、秦軍は巴蜀を出撃後十日足らずで水上三千里近くを進撃し、一挙に楚の扞閭を攻撃できると、張儀が楚王を威嚇する記述（楚策）が見える。即ち春秋末に出現した一千里の遠征は、騎兵の発達や補給力の増大によって、この当時はや日常化しており、甚しきに至っては、「蒲反平陽相去百里、秦人一夜而襲之」とか、「新城上梁相去五百里、秦人一夜而襲之」（楚策）と、百里・五百里を一夜の中に突破した事例すら出現してくるのである。

かかる状況と、一千里の進撃を国家の総力を挙げて成し得る大遠征と見做してその困難性を強調する『孫子』との間には、大きな隔りが存在するとしなければならぬ。従って、『孫子』が示す進撃距離を、戦国中期以降の歴史状況の反映とは理解し難い。

さてこれまで述べてきた諸点を総合すれば、進撃距離を判断基準とした場合、『孫子』の内容は、春秋末から戦国中期までの範囲内に該当させるのが妥当である、との結論を得るのである。

それでは最後に、軍隊構成に視点を變えて、『孫子』の成立時期を考えてみたい。『孫子』に登場する軍隊は、「馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬」（作戰篇）、「車戰得車十乘已上」（同）、「塵高而銳者、車來也、卑而廣者、徒來也」（行軍篇）等の記述から、歩兵部隊を主力とし、それに戦車部隊が付属する構成であったことが判る。そして騎兵の存在

を示す痕跡は、全く見出すことができない。^(註53) しかれば、こうした『孫子』の軍隊構成は、春秋から戦国末の間の如何なる時代状況と対応するのであるか。

春秋時代に於ては、一般に戦車が軍の主力であり、歩兵は飽くまで戦車に随伴する二義的存在に過ぎなかった。故に兵力の表示は、戦車の台数を以て算定されるのが通例であった。しかし春秋も中頃に入ると、「晋侯三行を作り、以て狄を禦ぐ」（『左伝』僖公二十八年）と、独立の歩兵部隊が組織され始める。こうした歩兵部隊は、次第に他の中原諸国にも普及し、その比重も漸次増加の趨勢を辿る。ただし、戦車を持たぬ狄に対する必要上設置されたとの起源が示す如く、歩兵部隊は所詮補助的役割を果たすに止まり、中原諸国に於ける軍の主体は、その後も依然として戦車部隊であった。

これに対し、呉越の場合は全く対照的な様相を示す。中原文化の所産たる戦車による戦闘技術は、楊子江下流域の蛮夷である呉越にとつては、元来無縁の存在であった。やがて魯の成公の時代、楚より晋に亡命した大夫申公巫臣が、その子狐庸を派遣して呉人に戦車の操縦法を伝える。従って確かに呉軍にも戦車は存在し、また越人も呉や楚との戦闘を通じて、戦車の存在自体は知っていた訳であるが、遂にそれが軍の主力を構成する事態には到らなかったのである。

呉王夫差が黄池の会盟に際し、百人↓一行、百行↓一方陣、との編成による一万単位の歩兵部隊を三隊組織した（『国語』呉語）如く、或いは越王勾践が、「習流二千人、教士四萬人、君子六千人、諸御千人」（『史記』越王勾践世家）なる軍隊構成で呉を攻撃した如く、呉越両国に於ては、常に大量の歩兵部隊が軍の中核を占め続けた。

この原因としては、先にも触れた如く、この地域への中原文化の浸透度が低かった点と、更には水沢地帯のため戦車の運行に不利であったとの地理的条件が挙げられる。『孫膑兵法』十陣篇に、「水戦之法、必衆其徒而寡其車」とある如く、そもそも戦車は平原用の兵器であつて、水沢地帯ではその威力も大きく減殺される。『左伝』定公四年には、呉の侵攻軍を邀撃するに際し、楚の大夫武城黒が將軍子常に向い、「呉用木也、我用革也、不可久也、不如速戰」と進言したことが見える。即ち、呉の戦車は木製であるのに対し、楚の戦車は皮革で覆つてあるだけ腐蝕しやすく、従つて水沢で呉軍と持久戦に入るの是不利である、と言うのである。これによれば、呉は戦車戦術を導入した後、地理的環境に適合するよう耐水性向上の改良を加えた訳で、本来不向きな水沢地帯で戦車部隊を運用するには、それなりの努力を要したことが窺える。また『国語』越語上篇に於て、伍子胥は、「夫れ呉と越とは、仇讐敵戦の国なり、三江之を環りて、民は移る所無し。(中略)陸人は陸に居り、水人は水に居る。夫れ上党の国は、我れ攻めて之に勝つも、吾れ其の地に居ること能わず、其の車に乗ること能わず。夫れ越国は、吾れ攻めて之に勝たば、吾れ能く其の地に居り、吾れ能く其の舟に乗る」と、呉越と中原諸国との間には決定的な地理的条件の差異があり、中原で発達した戦車が呉越の地形に適合せぬことを指摘している。かくの如く呉越の場合は、主にその地理的条件から歩兵中心の軍隊構成が採用されたのであるが、これは、戦車が減少して歩兵が主力を占めると云う、その後戦国期に一般化する軍隊構成の先駆となったのである。

以上歩兵と戦車の関係を述べたが、一方の騎兵は戦国期に入って普

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

及し始め、時代が降るにつれその比率が増加している。

前四五五年、智伯・韓・魏三氏が晋陽城を攻撃せんとした際、趙襄子は「乃使延陵王將軍騎先之晉陽」(『戦国策』趙策)と、戦車と騎兵とを先遣部隊として救援に赴かせている。これによれば、既に春秋最末期、趙では騎兵部隊が編成されていたことが判る。後に武靈王が騎乗の便を計り、中夏の習俗を変じて胡服を採用した事例が示す如く、北方の騎馬民族との戦闘を通じて、趙は他の地域に先駆けて騎兵が発達したと推測される。

これが戦国も中期になると、各国共に騎兵の数は著しい充実ぶりを見せる。蘇秦が『戦国策』に於て述べる、この当時の歩兵と戦車と騎兵との割合は、先に動員兵力数を論じた箇所に掲げた如くである。ただし蘇秦は秦の騎兵に言及していないので、これを張儀の言により補つて置けば、「帶甲百餘萬、車千乘、騎萬匹」(韓策)、「虎賁之士百餘萬、車千乘、騎萬足」(楚策)とされている。これらの資料から七雄の軍隊構成を概括すれば、歩兵が数十万から百万の間、戦車が六百乗から千乗の間、騎兵が五千から一万の間であり、歩兵・戦車・騎兵の割合は、概ね1000:1:10の比率となっている。かつて主要兵科であった戦車の地位が極端に低下し、今や完全に歩兵中心の編成に移行すると同時に、騎兵が不可欠の兵科として重視されたことが示されている。これを『孫子』作戰篇の「馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬」と比較する時、両者の間には時代差の存在することが歴然とする。何故ならば、『孫子』に於ては歩兵と戦車の比率が90:1で、戦国中期よりも戦車の占める割合が二十倍の高率を示し、かつまた騎兵が全く存在していないからである。従つて『孫子』中の軍隊構成は、戦国中期をあ

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

る程度溯るとしなればならない。これは以下の諸点からも検証し得る。

前三四三年の馬陵の戦勝直後、孫臏は將軍田忌に対し、遠征軍を解散せずに斉へ帰還し、軍事力の行使により斉相鄒忌を排除せんことを勧める。その建策に於て、孫臏は「使輕車銳騎衝雍門」（『戦国策』斉策）と提案しており、これによって当時斉も騎兵部隊を擁していたことが知られる。従つて、十三篇『孫子』を孫臏の著作と仮定した場合、『孫子』中に騎兵が一切登場しないことは、甚だ不自然な現象と言わざるを得ない。

この一方で新出の『孫臏兵法』八陣篇には、「車騎與戰者」「易則多其車、險則多其騎」とあり、同じく十問篇にも、「我人兵則衆、車騎則少」とか「我車騎則衆、人兵則少」等の表現が見られる。八陣篇・十問篇の作者は、孫臏自身か、もしくはその後学と推定されるが、こちらの方が戦国中期以降の状況の反映としては、『孫子』よりも遙かに適合している。

更に『通典』及び何氏注が引く『孫子』佚文は、呉王と孫武の問答に託して九地篇を解説する内容であることから、「呉孫子兵法」八十二卷中の一部と思われるが、その中にも「車騎」「驍騎」「選騎」等と騎兵の存在を明示する表現が見られる。もとより九地篇自体には、騎兵の存在を示す痕跡は皆無であるから、九地篇の成立時代とその解説が著述された時代との間に、騎兵が出現ないし一般化した訳である。この点も、『孫子』の成立が騎兵の普及以前、即ち戦国中期以前であることを証明する。

また『呉子』では、歩兵・戦車・騎兵を編成上独立させた上で、こ

れら三兵科を適宜連繫させる戦術が説かれ、やはり「車騎」なる表現が頻出する。これは『六韜』の場合も同様で、武騎士篇や戦騎篇の如く騎兵を主題とする篇がある他、「武車驍騎」「車騎」等の語が多出し、騎兵の運用法が詳細に解説されている。こうした三兵戦術は、まさしく『戦国策』が記録する戦国中期以後の状況と合致するもので、『孫子』とは明らかに異質である。

以上軍隊構成の観点から考察を加えてきたが、それにより得られた諸点を総合すると、歩兵を主力として戦車を付属させる『孫子』の軍隊構成は、春秋後期の呉や越の活動以後、戦国中期より前の時代状況の反映と見做される。即ち、軍隊構成の側面から判断する時、『孫子』の成立時期は、春秋時代最末期から戦国時代初期の間、との一応の結論が得られることとなるのである。

本章では、動員兵力数、戦争期間、進撃距離、軍隊構成等、種々の角度から、『孫子』の内容が如何なる時代状況を反映したものであるかを検討してきた。選択した観点によって、該当範囲に差異を生ずるのは当然であるが、それら凡てに共通する範囲を求めらば、戦国初期、即ち紀元前四世紀前半が最も可能性の高い時期として残される。

と同時に、春秋後期に於ける呉楚・呉越間の戦争形態が、それまでの中原諸国間の戦争形態とはあらゆる面で様相を異にしており、しかもこうした変化が、その後戦国期に一般化する戦争形態を先取りするものであったことも明らかとなった。まさしく呉楚・呉越間の戦争こそは、中国古代軍事史上に一線を画すべき重大事件であった。『孫子』を始めとする戦国兵家の勃興は、もとよりかかる戦争形態の激変と無

縁ではない。殊に『孫子』は、それ自体が呉越抗争の所産であるかの如き体裁で記述され、かつまたその成立伝承は、常に呉楚及び呉越間の抗争との密接な関連の下に語られてきたのである。こうした経緯と、『孫子』の内容と呉を廻る一連の戦争形態との深い関わりを考え合わせる時、『孫子』の成立が春秋後期に於ける呉の軍事活動に触発されたものであることは、容易に想像し得るであろう。

従って、本章で検討を加えた『孫子』の内容と歴史的状况との対応関係からも、『孫子』の作者を戦国中期に活動した斉の孫臏と判断することは、到底不可能である。呉に仕えたとされる孫武との関係如何は一応別として、『孫子』は春秋後期の呉の対外戦争を重要な契機として戦国初期に著述もしくは編集され、孫臏以前には既にその主要部分が成立していた、と結論せざるを得ないのである。

五

第三章では文献上の見地から、また第四章では歴史的状况との対応関係から、各々『孫子』の成立時期を戦国初期と推定した。本章ではその後を承け、『孫子』中の用語が示す時代性や思想的側面から、その成立時期を検討してみたい。

『孫子』中に登場する用語、及びそこに現われる思想内容等に関する論考としては、先ず斉思和「孫子著作時代考」が挙げられる。その中で斉思和は、九地篇の「霸王」、勢篇の「分數」「形名」、虚実篇の「五行無常勝」等を取り上げ、時代性判別の重要な根拠としている。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

そこで、以下これらの用語に対し、改めて検討を加えてみる。

『孫子』九地篇には、「非霸王之兵也、夫霸王之兵」との表現が存在する。これに対して斉思和は、戦国中期以降、七雄及び宋・中山までが王号を称して後、それら群王の上に覇たる者として、「霸王」なる呼称が出現したと言う。斉思和は、この論拠から直接的には『孫子』が戦国期の著作であると主張するに止めているが、後の所で戦国も中後期の成立であると結論する如く、彼の所論を突き詰めれば、「霸王」の語は戦国中期以降に著作時期を限定するものとなる。しかしながら、銀雀山漢墓より出土した竹簡本『孫子』九地篇では、問題の箇所が「非王霸之兵也、彼王霸之兵」となっている。「王霸」とは王者と覇者との連称であり、『孟子』公孫丑篇・尽心篇にも王者と覇者の区別を説く議論が見える。従って、現行本の「霸王」が本来は「王霸」であったとすれば、この表現を以て『孫子』の成立を戦国中期以降に引き下げる必要はなくなる。

次に勢篇の「分數」「形名」について考えてみる。先ず「分數」について斉思和は、「失者由名分混、得者由名分察」(『尹文子』大道上篇)とか、「治國者其刑賞莫不有分」「夫治法之至、任數而不任人」(『韓非子』制分篇)等の資料を挙げ、それを法家の用語であると主張する。しかし、彼が掲げる資料中に、「分數」なる術語は一個も存在しない。『尹文子』に於ては単に「分」が登場しているのみであり、『韓非子』制分篇に於ても、「分」と「數」は一對のものとしてではなく、別々に説かれているのである。しかも『孫子』勢篇とこれらの資料とは、「分」や「數」の意味内容もかなり異っている。

『尹文子』大道上篇が説く「名」とは、「名宜屬彼」とされる如く、

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

対象世界側の客観的存在を事実判断として表示する名称を指す。そしてこれと対置される「分」は、「分宜屬我」との規定から明らかな如く、人間側の主観認識を価値判断として提示する分別の意味で用いられているのである。また『韓非子』制分篇に於ける「分」は、賞罰の軽重を差等づける区分を指し、一方の「数」とは、個人的賢智と対比される所の客観的統治技術、即ち「数術」の意である。

ところが、「凡そ衆を治むること寡を治むるが如きは、分數是れなり」との『孫子』勢篇の「分數」は、杜牧注が「分者分別也、數者人數也」と解する如く、部隊の編成分と各部隊へ配置する兵數とを意味している。確かに斉思和の指摘通り、「部曲爲分、什伍爲數」との魏武帝注が正解を失するとしても、この「分數」が大兵力を整然と運用するための部隊編成を指す軍事用語であること自体は動かし難く、『尹文子』や『韓非子』等の用例とは全く性格を異にする。とすれば、『孫子』の「分數」を、法家が隆盛を極めた後、兵家が法家思想より流用した語である、と断定すべき根拠は薄弱であると言わねばならない。^(註54)

また彼は、「衆を闘わすこと寡を闘わするが如きは、形名是れなり」とされる勢篇の「形名」に対しても、やはり『尹文子』を引きつつ、それを名実一致を説く法家の用語が流用されたものと述べる。その際、「旌旗曰形、金鼓曰名」との魏武帝注は、当然原意を曲解したものとして否定される。確かに武帝注の後半部は、論拠に乏しいとしなければならぬ。しかしながら、『孫子』が説く「形名」の意味は、王哲が「形者、旌旗金鼓之制度、名者、各有其名號也」と注するのが正解に近く、「形」は有形の標識、即ち旌旗の類を指し、「名」は各旌旗が表

示する部隊・部署・指揮官等の名称を指すのである。故にこの「形名」が、戦闘に於ける指揮命令系統の整備を説く軍事用語として使われていること自体には、全く疑問の余地がない。たとえば、形体とそれに対する名称との基本線では共通性を持つとしても、対象世界の実質とそれに主観認識が付加する名称、或いは行為の結果と言辭、挙げ得た実績と官職上の名目、等の対応関係を主とする名家や法家の「形名」とは、性格が大きく異っているのである。^(註56)

更に「形」と「名」を「形名」と連称することも、必ずしも戦国末の法家に始まるとは即断し難い。蘇秦は秦王に対し、「夫刑名之家、皆曰白馬非馬也」(『戰國策』趙策)と語っており、既に戦国中期、「刑名之家」と総称される弁者達が汎く活動していた状況が窺える。故に「形名」なる用語の出現は、戦国中期を溯るとしなればならぬ。

要するに、斉思和が挙げる「分數」「形名」等の用語は、『孫子』中に於てはいずれも兵家の独自性を保持しており、それらを戦国末の法家隆盛後に於ける影響と見做すべき必然性は、何ら存在しないのである。

続いて虚実篇の「五行無常勝」について検討する。新出の竹簡本では、この部分が「五行無恒勝」となっているが、五行相勝説に関わる内容であることに変わりはない。五行相勝は戦国末に斉の鄒衍が創始した学説とされており、斉思和の指摘する如く虚実篇の文が鄒衍の影響であるとすれば、『孫子』の成立は戦国末より更に降ることとなる。とすれば、『孫子』の成立時期は、必然的に秦及び漢初に求めざるを得ない。

とすると、孫臏が馬陵の戦い当時『孫子』軍争篇を兵法の言として

引用することはもとより、秦漢の際に黥布や韓信が『孫子』九地篇を引用したり、同じく陳余が謀攻篇を引用したりすること等も、ほとんど不可能と言わざるを得ない。また十三篇『孫子』の成立自体を秦から漢初にかけてと仮定した場合、十三篇が著述されてより、「孫氏之道」を奉ずる後学達が付属の諸篇を増補し、それが筆写を重ねられて世間に流布し、その一本が武帝初年（前一四〇〜前一八一年）に死亡した人物の入手する所となるまで、僅か五・六十年の慌しさであったことになる。更に銀雀山漢墓からは、「故兵策曰、十萬之師出、費日千金」と『孫子』を引用する『尉繚子』將理篇の竹簡が発見されている。^(註57) 一体秦から漢初にかけて成立した著作を更に「兵策曰」と引用する書物が、武帝初年の墓より出土するなど云うことは、到底有り得ないことである。

このように『孫子』の成立を鄒衍以後とすることは、他の多くの資料と両立し難い性格を持つ。それでは、かかる矛盾を如何なる方向で解決したらよいのであろうか。

第一の可能性としては、五行相勝説そのものが鄒衍に先行するとして処理する方策が挙げられる。

『荀子』非十二子篇では、「往旧を案じて説を造り、之を五行と謂う。（中略）子思之を唱え、孟軻之に和す」と、孔子の孫の子思が既に五行説を創始し、孟子がそれを引き継いだことが非難されている。今の所これを直接証明する資料が見当らず、荀況の記述には疑問が持たれてきた。しかしその一方では、子思の作と称される『中庸』に、「国家の將に亡ばんとすれば、必ず妖孽有り」との表現が見え、また『孟子』にも「五百年にして必ず王者の興ること有り」（公孫丑下篇）

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

とあって、鄒衍の五徳終始説と共通する要素が含まれることから、両者の間に何らかの思想的伝承関係が存在したであろうとする見解も、提出されてきている。^(註58) 『塩鉄論』論儒篇は、「鄒子は儒術を以て世主に干むるも、用いられず」と、鄒衍がもともと儒者であったことを述べ、鄒衍を子思・孟軻系統の儒者とする説を裏付けている。従って鄒衍が創始した如く言われる五徳終始説も、子思や孟子の時代に既にその祖型が成立していた可能性が残されている。

また鄒衍の学説の特色は、自然界での五徳の転移と人間界での王朝交替とを予兆を媒介に結合する形で、天人相関としての体系を作り上げた所にある。鄒衍関係の資料が、ほとんどの場合五行と言わずに、五徳を称する所以である。故に彼の提唱した五徳終始説とは別に、自然界に於ける五行相勝を主体とする学説が先行していた可能性をも、併せて考えて置かねばならない。こうした立場を取れば、虚実篇に五行相勝説が存在することを以て、直ちにそれを鄒衍からの影響であると断定する事態は、一応回避し得る訳である。

二番目の可能性としては、五行相勝説を従来通り鄒衍の発明とした上で、その部分を後世の加筆として斥ける方策が挙げられる。

問題の箇所は、虚実篇の末尾に、「故兵無常勢、水無常形、能因敵變化而取勝者、謂之神、故五行無常勝、四時無常位、日有短長、月有死生」との配列で登場する。これに対し武内義雄「孫子考文」^(註59)は、『北堂書鈔』卷一百十三に、「孫子兵法曰、能因敵變化而取勝者、謂之神、注曰、勢盛必衰、形露必敗、能因敵變化、勝之若神、故五行無常勝、四時無常位」とあることから、「故五行無常勝」以下四句を古注の混入として削除すべきである、と述べる。確かにこの四句は、直前まで

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

の文章との接続が悪く、虚実篇は本来「謂之神」で終っていたと考えた方が、文脈の上からは自然である。

ところが新出の竹簡本にも、「兵无成勢、无恒形、能與敵化、之謂神、五行无恒勝、四時□常位、日有短長、月有死生^(注60)」と、やはりこの部分が存在することから、『北堂書鈔』の記載にも疑問が生じてくる。これによれば、問題の四句も、もともと虚実篇の本文であったと云うことになる。

しかし竹簡本では、「月有死生」の後に円点が付され、更に現行本には存在しない「神要」の二字が書き加えられている。これは一体何を意味するのであろうか。『太平御覧』は、「孫子占曰」として觀天望氣を内容とする兵書を引用する。畢以珣はそれを、『隋書』經籍志が記す「孫子雜占」四卷の遺文と推定しているが、それを裏付ける如く、銀雀山漢墓からも風角占や雜占等、陰陽流兵書の竹簡が出土している。これによって、十三篇『孫子』の成立後、卜筮や觀天望氣・五行等を説く所謂陰陽流系統の諸篇が孫武に託して増益され、それらが後に「呉孫子兵法」八十二卷の一部を構成したことが窺える。『孫臏兵法』奇正篇は、「有勝有不勝、五行是也」「制之以五行」と五行相勝説を取り込んでいるが、これなども『孫子』形・勢・虚実三篇を解説するその内容から判断して、むしろ『孫子兵法』の側に編入すべきであろう。即ち『孫子』の本文に対し、後に陰陽五行説を取り込んだ立場から解説が加えられる、との現象が存在した訳である。

こうした事情を踏まえる時、もとより推測の域を脱しないが、「神要」とは陰陽五行に関する書名もしくは篇名であって、先の四句は本文を解説するため、五行説流行後にそれから引用された部分であった

とも考えられる。『北堂書鈔』の編者が見た『孫子』虚実篇のテキストにも、何らかこの竹簡本に類する符号ないし注記が施されていたとすれば、「五行無常勝、四時無常位」を「注曰」とした理由も領けることとなる。従って竹簡本の出現にもかかわらず、この部分には、依然として文献上の疑念が残るとしなければならぬであろう。

以上「五行無常勝」に伴う矛盾を解決すべき方策として、二通りの可能性を探ってみた。そのいずれを採用するにせよ、所詮決定的な論拠とはなり難い。しかしまた、『孫子』の成立を鄒衍以降に設定した場合、前掲の多くの資料がそれに抵触することも、一方で認めざるを得ない。とすれば、「五行無常勝」にたとえ僅かな疑問でも残る以上は、そして決定的ではないにせよ一応の解決策が存在する以上は、斉思和の如く単にこの一句を以て、『孫子』全体の成立時期を鄒衍以後に引き下げることは、差し当り控えて置くのが妥当であろう。

それでは続いて、主に『老子』との関係から『孫子』を漢代の成立とする、村山吉広氏の所説について検討する。村山氏は、『孫子』が『老子』の思想的影響下に著作されたとした上で、その成立時期を道家思想が流行した漢代初期、恵帝・文帝の治世以後に求めている。この中『孫子』の著作時期を漢初とする結論は、銀雀山漢墓からの竹簡本の発見により、既にその成立不可能ことが明らかにしている。そこで問題点として残るのは、『孫子』に対する『老子』の影響の有無である。

氏は『孫子』中の『老子』と類似する表現及び思考方法を列挙することにより、『孫子』全体が『老子』によって濃厚に潤飾されている

点を論証せんとする。しかるに『孫子』中には、直接『老子』を引用する例は皆無であつて、確実に『老子』からの影響と断定できる表現はどこにも見当らない。従つて『老子』からの影響を示すものとして挙げられる諸例は、いずれも解釈の仕様によっては何らかの類似性を見出し得る、との程度に止まつている。

たとえば、計・作戦・謀攻三篇が戦争に伴う損害の甚大さを詳細に指摘した上で、「戦わずして人の兵を屈するは、善の善なる者なり」と不戦を至善とする点や、形篇が未然に敵の敗形に乗すべきことを説き、際立った「智名」や「勇功」を必要とせぬ勝利こそを至上とする点、更には虚実篇が陣形を敵に隠匿すべきことを述べ、「兵を形すの極は、無形に至る」と主張する点等を、氏は『老子』を附会した表現に過ぎず、兵法の本質には関係のない潤飾であると結論づける。果たしてさうであろうか。

戦争が国家経済に深刻な損害をもたらし、遠征軍への補給が困難を極めることは、古今の戦史が等しく証明する所である。そうした経済的要因を無視して、むやみに兵を興すべきではないとの主張は、決して『老子』の影響を蒙らずには発し得ない性質のものではない。

また戦闘開始前に敵の虚を衝くことにより、激戦に伴う「智名」「勇功」を必要とせずに楽勝すべしとの主張も、戦闘から賭博性を排除し万全の勝利を目指さんとする思考であつて、殊更危うい勝ち方を好む特異な性癖の持主は別として、道家の徒ならずとも賢明な用兵家の常に理想とする所である。

更に自軍の態勢を敵に秘匿し、逆に敵情の把握に努めるのは、凡そ用兵家の常套手段であつて、自形を暴露するよりも、ならば「無形」

が望ましいことは、別段『老子』による潤飾を俟たずとも、まともな用兵家誰しもが異論を唱えざる所であろう。

要するにこれらの例は、いずれも兵家独自の思索内容と密接に結合した表現であつて、単に道家思想により表面的潤飾を施しただけの、軍事の本質には無関係な事柄であるとは、到底見做し難いのである。

そもそも『孫子』が『老子』の深い影響下に著作されたとすれば、第一に『老子』の成立が『孫子』よりもかなり先行すること、次に『孫子』の作者が『老子』から影響を受けたこと、の二点が確実に立証される必要がある。この中、影響関係の側が明確でないことは、上述の如くである。そして更に、大前提となるべき両者の前後関係自体が、実の所何ら解明されてはいない。そこで以下に、『老子』と『孫子』との関係について、若干の私見を述べてみたい。

一九七三年、長沙馬王堆漢墓より二種の帛書『老子』が発見されて、『老子』が先秦の著作であることが確認された。と同時に、その帛書に含まれていた『経法』『十大経』『称』『道原』等が、漢初に隆盛を極めた黄老道関係の資料であるらしいことも、明らかになつてきている。^(註62)更にこれら『経法』『十大経』等新出の資料は、『国語』の呉語や越語、とりわけ越語下篇と共通する用語の多い点が注目される。しかも両者に共通する用語は、「不盡天極」(『経法』国次篇)「無過天極」(越語下篇)とか、「陽竊者疾、陰竊者几、土敝者亡地、人執者失民」(『経法』国次篇)「使民毋執人、舉事毋陽察、力地毋陰蔽」(『十大経』觀篇)「後無陰蔽、先無陽察、用人無藝」(『国語』越語下篇)等と、極めて特異な性格を帯びており、黄老思想の形成に対し越語下篇が深い関連を持つことを示唆している。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

黄老道と『老子』が密接な関係にあることは言うまでもなく、従つて黄老道・『老子』・越語下篇三者の間には、思想的連繋が存在するとしなければならぬ。当然『老子』と越語下篇との間にも、思想内容や表現に於て、著しい共通性を看取することができる。

『老子』全体の基本的構造は、先ず万物を生養しつつも常に無為自然であり続ける宇宙の本体(道)を、法るべき規範として示し、続いて天道の体得者として天下・国家を統治せんとする聖人の在り方を提出する所にある。ここでは、天道を逸脱した作為・剛強・先鋭等が排斥され、常に天道と調和を計りつつ、天下・国家や君位を長久に保全する術策が説かれる。

こうした基本構造は、越語下篇に於ける范蠡の発言中にも、ほとんどそのままの形で存在する。范蠡は「盈而不溢」「盛而不驕」「勞而不矜其功」の三点を法るべき天道の在り方として挙げた後、かかる天道の体得者としてやはり聖人を登場させ、その聖人の行動を通して、越王勾践に向い天道を逸脱せずに国家を統治し、呉に対処すべき方策を進言している。即ち、天道―聖人―統治者―万民・万物との枠組みを設定し、人間の恣意的行動を客観的天道の下に規制せんとする思考形態に於て、両者は共通の思想的基盤の上に立つのである。

特に留意すべきは、呉越抗争が背景であるため、范蠡の思考は濃厚に軍事的色彩を帯びており、それが所謂『老子』中の兵家言と極めて近い立場にある点である。構李の戦勝に乗じて呉を攻撃せんとする勾践に対し、「今君王、未だ盈たずして溢れ、未だ盛んならずして驕り、勞せずして其の功に矜る」と、范蠡はそれが天道に背く行為であると中止を要請する。これは『老子』第三十章が、「以道佐人主者、不以兵

強天下、(中略)果而勿伐、果而勿驕、果而不得已、果而勿強、(中略)不道早已^(註63)」と、君主の参謀たる者の責務は、天道に背く軍事力の濫用を戒める所にある、と語るのと一致する。

更に范蠡は、「夫れ勇とは逆徳なり。兵とは凶器なり。争とは事の末なり。陰かに逆徳を謀り、好みて凶器を用う。人に始むる者は、人の卒うる所なり。淫佚の事は上帝の禁なり。先に此れを行う者は利ならず」と、勇・兵・争の三者を否定し、戦争自体が不吉な手段であることを指摘し、呉に対する先制攻撃が結局は天罰を招くと諫言する。これらの諸点に關しても、「兵者不祥之器、非君子之器、不得已而用之、(中略)夫樂殺人者、則不可以得志於天下矣」(第三十一章)、「夫唯不爭、故天下莫能與之爭」(第二十二章)、「善戰者不怒、善勝戰者不與、(中略)是謂配天、古之極」(第六十八章)、「勇於敢則殺、(中略)天之道不爭而善勝」(第七十三章)等と、やはり兵・勇・争の否定が述べられる。更に「用兵有言、吾不敢爲主而爲客、不敢進寸而退尺」(第六十九章)、「一曰慈、二曰儉、三曰不敢爲天下先、(中略)今捨慈且勇、捨儉且廣、捨後且先、死矣、夫慈以戰則勝、以守則固、天將救之以慈衛之」(第六十七章)等と、他国への先制攻撃が天に見放される行為である点も指摘されている。

ただし越語下篇と『老子』との間には、幾つかの大きな差異も見受けられる。最大の相違点としては、前者では天道と人為との対応関係が周期曲線を描く形で説かれ、人為の可能性はその時々々の天道の許容限度により増減するとされるのに対し、『老子』の場合には、天道の性格がより無時間的な普遍性を示す点が挙げられる。即ち、人為を天道の制約下に置く点は共通しながらも、越語下篇の場合は、行動を起

し得る時機の到来を窺い待つとの積極性が見られ、常に無為であれとは要求されないのに対して、後者はどこまでも無為に徹しつつ、自ずと事態が有利に好転するのを待ち受けることが説かれ、消極的姿勢がより強められているのである。こうした両者の傾向の違いは、越語下篇では盛んに陰陽・四時・日月の盈縮・盈虚を引いて「之と俱に行く」べきことが強調されるのに比べ、『老子』にはそうした表現がほとんど見られない点や、越語では「柔而不屈、彊而不剛」と限定付きながら「強」が肯定されるのに反し、『老子』では「剛強」が常に一括して否定される点等に現われている。

以上の相違は、眼前の具体的現実在即して敵国の打倒を目指す、実践的性格の強い思考と、やはり現実世界に於ける勝利を追求しながらも、より観念的に思弁化された思考との差異に由来するものであろう。この点では、越語下篇は『老子』よりも、『経法』『十大経』等の黄老思想の側に強い親近性を示している。

こうした状況から考えると、『国語』越語下篇は『老子』と黄老道の共通の思想的母胎とも言うべき性格を持つ訳で、越語下篇と『老子』との差異は、概ね黄老道と『老子』の差異とに重複する。このように、越語下篇と『老子』との間にも様々な相違点が存在するのではあるが、しかしながら、両者が基本的立場に於て多くの共通性を保持することも、また前述した如くである。

かかる思想的系譜を踏まえた上で、『孫子』と『老子』とを対比する時、両者の間に決定的な断絶が存在することは、もはや明瞭であろう。戦争に対し『孫子』が慎重な態度を要請するのは、戦争が国家に与える甚大な損失を懸念してのことであり、『老子』が天道との関係

から戦争に消極的態度を示すのとは、思考基盤自体が本質的に異なるとしなければならぬ。

『孫子』はその成立が、常に呉楚及び呉越抗争時の呉に関連づけて語られてきた。これは一見奇妙な現象である。何故なら呉越抗争の結果、呉は最終的に敗者となったからである。兵書が權威づけられるに際し、それが勝利者の側ではなく、滅亡した側と結び付けられた理由は何であつたらうか。その原因は、既に前章で論じた如く、呉の軍事活動があらゆる面で当時の水準を凌駕する、画期的な意義を秘めていたからに他ならない。数千里に及ぶ長距離進攻作戦の反覆や数年に亘る長期持久戦、大量の歩兵を主力とする軍隊構成、斉・魯の連破や楚都鄢の占領、更には会稽山での越の全面降伏等々の輝しい戦績、そして楊子江下流の蛮夷から彗星の如く中原の覇者となった急激な隆盛ぶり等、呉の目覚ましい軍事行動が同時代に与えた衝撃は測り知れないものがある。この鮮烈な衝撃が『孫子』形成の重要な契機となったのである。軍事思想上の視点からすれば、最終的に呉が滅亡したとの結果よりも、それ以前に於ける呉の軍事力の飛躍的伸長こそが、遙かに重大な意味を持つ。故に『孫子』は、呉をにわかに強盛へと導いた軍師孫武の兵法として、後々までその価値が喧伝されることとなったのである。

これに対して『老子』及び黄老思想は、越語下篇との密接な関連が示唆する如く、呉の急激な勃興とその急速な衰滅とを、一つの反省材料として形成されたと推測される。『経法』国次篇が記す「極を過ぎ当を失すれば、天將に殃を降さんとす。人強くして天に勝たば、慎み避けて当ること勿れ。天反りて人に勝つ」との訓戒も、従来の常識を

打ち破つてにわかには強大となり、黄池の会盟を主宰したまきしくその絶頂の瞬間に、越の反逆と連年の凶作により敗亡の淵へと転落して行った呉の軌跡に対してこそ、最もふさわしい表現であろう。そこには当然、天道を逸脱した突発的剛強が、決して「長生久視之道」とはなり得ないとの反省が生じてくる。蘇秦は斉の閔王に対し、「夫れ強大の禍は、常に人に王たらんとするを以て意と為せばなり。夫れ弱小の殃は、常に人を謀らんとするを以て利と為せばなり」(『戦国策』斉策)等と、極めて『老子』ないし黄老道に近い言辞を発しているが、その際「昔、呉王夫差は強大を以て天下の先^(註64)と為り、郢を襲い越を棲まわせ、身は諸侯の君を従うるも、而して卒に身死し国亡び、天下の戮と為る者は何ぞや。此れ夫差、平居して王たらんことを謀り、強大にして天下に先だつを喜ぶの禍なり」(同)と、呉の強盛と滅亡とが実例として挙げられている点も、やはり両者の関係を暗示する。

極端に単純化して要約するならば、呉の劇的な興亡の中、「興」の側が『孫子』を生み出す重大な契機となり、逆に「亡」の側が『老子』及び黄老道を成立させる一つの要因となったとするのが、『孫子』と『老子』の関係に対する筆者の見解である。このように考える時、両者の関係は同根異出となり、両者が表現上或る程度似通った雰囲気とを共有する訳も理解し得る一方、『老子』から『孫子』への一方的影響関係を設定する思考は、成立し難いこととなる。

以上本章では、用語や思想的側面を主眼に、『孫子』の成立時期を考えてきた。その作業を通して、法家・名家や陰陽家との関係から、『孫子』の成立を戦国後期とする斉思和の見解は、なお慎重な検討を

要するとの結論を得た。続いて『老子』との関係から『孫子』の成立を漢初とする村山吉広氏の見解に対しては、『孫子』が『老子』の影響下に著作されたとする根拠は乏しく、むしろ両者共に春秋末の呉の興亡にその淵源があると見做すべきことを述べた。

更に今後の論究を俟たねばならぬ問題が多々残されているのは無論であるが、用語や思想的側面から判断しても、『孫子』の成立を戦国末や漢初に引き下げるべき必然性は稀薄であり、『孫子』の成立時期としては戦国初期が最も妥当であることは、一応説明し得たものと考えられる。

結 語

本稿では、竹簡資料の出現がもたらした新たな状況を踏まえつつ、従来多くの論者によって指摘されてきた問題点を整理し、『孫子』の成立事情を説明せんと試みてきた。古代の研究対象が概ねそうであるように、『孫子』の成立に関する様々な資料は、各々が互いに背離した方向を指示する場合が多い。この点は竹簡本と雖も例外ではなく、その出現により多くの事柄が新たに説明された反面、一層解決を困難にする要素も含まれており、最終的な決め手とはなっていない。これは、現存する最古のテキストである竹簡本ですら、原著の成立からそこに到るまで、既に複雑な伝承過程を経ていることを考えれば、むしろ当然とも言える。

従って、『孫子』に関わる資料の中、或る特定の傾向を示す情報のみを選択し、他の情報に目を蔽うならば、断定的な結論を提出するこ

ともそれなりに容易であるが、相互に乖離し錯綜する資料を総合して、最も矛盾の少い結論を求めるとなると、事態は依然としてかなり困難であると言わざるを得ない。本稿に於ても、論点が多岐に互ったにもかかわらず、明快な結論を提示できなかったことを遺憾としなければならぬ。

その不十分な検討の結果としては、十三篇『孫子』が「呉孫子兵法」よりの抽出であり、それが戦国以来孫武の著作として伝承されていた十三篇と同一であること、成立時期は戦国初期と推定され、その成立には春秋末に於ける呉の対外戦争が深い影響を与えていたこと、等々の見解に辿り着いた訳である。

これらの結果を基に、改めて十三篇『孫子』の来歴を要約すれば、それは次の如くなる。先ず永らく著者とされてきた孫武についてであるが、史上実在したことの確かな孫膑が孫武の後裔とされること、呉都の近郊に孫武の墓が存在したとの記録があること等から、全く架空の人物として斥けるよりは、むしろ実在の人物と考える方が自然である。『史記』や『孫子兵法』の孫武伝がそのままには信じ難いとしても、闔廬もしくは夫差の治世に、やはり何らかの形で呉の軍事活動に参画した経歴の持主であろう。そして彼の兵学的思索が口伝ないしは簡策により後学の徒に継承され、それが戦国初期に現在の形に編集されたと思われる。この十三篇『孫子』には、それ以降次第に各種の諸篇が増益・付加され、戦国末頃には、既に『漢書』芸文志が記す「呉孫子兵法」八十二巻本とほぼ同一の体裁を取っていたと推定できる。その後、魏武帝が「呉孫子兵法」から本来の十三篇のみを抽出するに到って、再び旧状に復し、それが現在まで伝えられてきたのである。

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

る。

以上の来歴が示す如く、十三篇『孫子』は戦国兵家の先駆的著作であるが、成立の古さと共にその内容もまた、中国兵学の最高峰としての地位を占める。かかる本格的軍事思想が形成される基礎条件としては、戦争が頻繁に繰り返される過程に於て各種の戦術が考案・蓄積される一方で、そうした戦訓に対する分析・帰納の上に、更に勝敗を分かち要因についての体系的思索が加えられる必要がある。

この両者の中、戦術の蓄積と云った側面では、春秋時代の戦車同志の会戦に於ても、たとえば城濮の戦いの如く、敵の弱点に対する先制攻撃、佯北による敵軍の誘致、側面からの奇襲、等の戦術を見出すことができる。是非とも勝利を得んとする人間の強烈な願望は、戦闘から次第に戦士の倫理を駆逐し始め、やがてそれは当然の帰結として、互いに相手の詐術を凌がんとする相乗作用を引き起したからである。従って、既に春秋期の戦車戦の中にも、詭計を主体とする兵学の萌芽を充分認め得るが、ただしそれは請戦により戦端が開かれた後の駆け引きであって、詭計の発動は時間的にも空間的にも、一個の会戦内に限定されている。

かかる状況を一変させたのは、春秋末の呉の軍事活動であった。闔廬・夫差に率いられた呉軍は、それまでの中原諸国の軍隊とは異なり、歩兵部隊を主力に編成されていたため、戦車部隊に比較して地形上の制約を受ける度合が低く、作戦行動が遙かに自由となった。

こうした軍隊構成は、兵力の分進合撃を利用した敵軍の分断・包囲、大規模な陽動作戦、待伏による奇襲、迂回による敵の背後遮断、等の複雑な戦術を可能とし、その必然的な結果として、両軍対陣後の会戦

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

と云った従前の様式以外に、新たに戦闘そのものが完全な詭計によって仕組まれる状況さえ発生してくる。こうなると、伍子胥・孫武の対楚戦略が示すように、詭詐・権謀はもはや一個の会戦内部にのみ限定されることなく、開戦時機の選択から各部隊の出撃・移動に到るまで、凡そ軍事行動の一切を覆い尽くすことになる。

それと同時に、やはり呉により開始された長駆進撃と長期持久戦とは、会戦での勝敗により大国間の外交紛争に一時的決着を付けるとの従来の戦争目的をも、大きく変質させるに到る。郢の占領や呉越の興亡が示す如く、もはや戦争は一度の会戦に止まることなく、軍事力の反覆行使による敵国の完全制圧を、当初からの目標として掲げ始めたのである。それは戦争が軍隊同志の戦闘から、国家対国家の総力戦へと移行してきたことを意味する。今や勝敗の帰趨は、戦士個人の武勇はもとより、単なる戦術的巧拙をも超えて、国家体制全般に対する総合的計量と、それに基づく戦略構想こそが握ることとなった。まさしく「籌を廟堂の上に運らして、勝を千里の外に決す」(『淮南子』兵略訓)べきことが要求され始めたのであり、こうした状況こそが、戦争全般を体系的に把握せんとする戦国兵家の勃興を招来した歴史的背景に他ならない。

戦国兵家発生の原因をこのように考える時、春秋末の呉の軍事活動が、中国軍事思想の展開の上に果たした役割の重大性に気付くであろう。そもそも戦場で駆使すべき各種戦術の考案・蓄積は、ほぼ同質の軍隊同志によって闘われる戦争形態によっても、十分に可能である。しかしながら、戦争と軍事力の本質に対して、より深刻な思索を呼び醒すのは、根本的に異質な軍事力との対決である。従来の常識を遙か

に打ち破る強大な軍事力に直面し、更にその強大さを根底で支える国家体制の異質性に目が向く時、そこには単なる戦術の域を超えた抜本的反省が生じてくる。その意味で、春秋末に於ける呉の軍事活動は、クラウゼヴィッツをしてプロシヤ兵学を形成せしめたナポレオン戦争にも匹敵する衝撃を、当時の中国世界に与えたのである。

中国軍事思想史の上で、更には世界の兵学史上に於て、現在なお不滅の価値を誇り続ける『孫子』の成立は、かかる軍事上の一大変革を背景にしてこそ、初めて可能な奇蹟だったと言える。

註

- (1) 孫武の兵書に関しては、「世俗所稱師旅皆道孫子十三篇」とあり、一方孫臏の兵書については、「孫臏以此名顯天下、世傳其兵法」とある。
- (2) 『樊川文集』巻十。四部叢刊本では「筆不精切」とあるが、上海古籍出版社刊『樊川文集』では、『唐文粹』巻九五・『文苑英華』巻七三八により「不」を「其」に改めており、今それに従った。なお晁公武『郡齋讀書志』の引用では「筆其精粹」となっている。
- (3) 『御覽』の引用は末尾部分を欠き、一方道藏本では途中に脱落部分がある。そこで岱南閣十家注本では、道藏本を『御覽』により補っている。『全上古三代秦漢三國六朝文』巻三では全文を引用するが、「御覽二百七十又道藏本孫子十家注有刪節」と述べる以外に典拠を示さず、孫星衍同様両者を合して一文を成したかと推定される。
- (4) もっとも、二人が杜牧説を全面的に信じていたかどうかは判断し難い。殊に陳振孫の場合は、「世之言兵者、祖孫氏、然孫武事吳闔廬、而不見於左氏傳、未知其果何時人也」との表現からして、孫武の伝記に疑問を感じていたらしいことが窺える。
- (5) 『按史記』闔閭謂武曰、子之十三篇、吾盡觀之、其數與此正合、漢志

- 出史記後、牧之言要非是」(『諸子辨』)
- (6) 「按、孫子十三篇者出於手定、史記兩稱之、而杜牧以爲魏武筆削所成、誤已」(『孫子敘錄』)
- (7) 「然史記稱十三篇、在漢志之前、不得以後來附益者爲本書、牧之言固未可以爲據也、(中略)史記載闔閭謂武曰、子之十三篇、吾盡觀之矣、則確爲武所自著、非後人嫁名於武也」
- (8) 「今惟傳此十三篇者、史記稱、闔閭有十三篇吾盡觀之之語、七錄孫子兵法三卷、史記正義云、十三篇爲上卷、又有中下二卷、則上卷是孫子手定、見於吳王、故歷代傳之勿失也、(中略)魏武始爲之注、云撰爲略解、謙言解其略、漢官解詁稱、魏氏瑣運孫武之法、則謂其摘要、杜牧疑爲魏武刪削者、謬也」(『孫星衍校『孫子十家注』「孫子兵法序」)
- (9) 「唐ノ杜牧ガ説ニヨルトキハ、魏ノ曹操註解ノ時十三篇ニイタセルニ似タリ。然レドモ司馬遷ガ史記ニ、十三篇ト兩三出之、且篇次文義、決非ニ筆削之書ニ也」
- (10) 佐藤氏前掲書・第一編序説・第二章。
- (11) 「武嘗以其書十與王闔閭、闔閭用之、西破楚、北服齊晉、而稱諸侯、夫使武自用其書、止於彊伯、及曹公用之、然亦終不能滅吳蜀、豈武之術盡於此乎、抑用之不極其能也」(『歐陽文忠公文集』卷四十二「孫子後序」)
- (12) 「兵流於毒、始於孫武乎、武稱雄於言兵、往往舍正而襲奇、背義而依詐、(中略)吳越交兵、勝負未決、武居其間、豈無所以爲強吳勝越者、二十年間闔廬既以戰死、夫差旋喪其國、方是時、武之術不行於他國、特見信於吳、而武之言兵、亦知爲吳計而已」
- (13) 「孫武十三篇、兵家學以爲師、然以吾評之、其言兵之雄乎、(中略)武用兵乃不能必克、與書所言遠甚、(中略)吳起之言兵也、輕法制、草略無所統紀、不若武之書詞約而意盡、天下之兵說皆歸其中、然吳起始用於魯、破齊、及入魏、又能制秦兵、入楚、楚復霸、而武之所爲反如是、書之不足信也固矣」(『嘉祐集』卷三「孫武」)
- (14) 「此戰國相傾之說也、三代王者之師、司馬九伐之法、武不及也」(歐陽文忠公文集「十三篇『孫子』の成立事情(淺野)」)
- (15) 陽修「孫子後序」所引
- 梅聖俞は一方で「戰國相傾之說」と評するが、他方では孫武の自著の如く論ずる所もある。従つて彼は高似孫と同様の観点から、単に「孫子」の内容は詭詐を主とする後の戦国期の兵法の先駆である、と主張したのみとも考えられる。
- (16) 「詳味孫子、與管子六韜越語相出入、春秋末戰國初、山林處士所爲、其言得用于吳者、其徒夸大之說也、自周之盛至春秋、凡將兵者必與聞國政、未有特將於外者、六國時此制始改、吳雖變夷、而孫武爲大將、乃不爲命卿、而左氏無傳焉、可乎、故凡謂穰苴孫武者、皆辨士妄相標指、非事實」(『習字記言』卷四十六「孫子」)
- (17) 「左氏序闔閭事無孫武、太史公爲列傳、言武以十三篇見於闔閭、余觀之、吳客有孫武者、而十三篇非所著、戰國言兵者爲之、託於武焉爾、春秋大國用兵、不過數百乘、未有與師十萬者也、況在闔閭乎、田齊三晉既立爲侯、臣乃稱君曰主、主在春秋時大夫稱也、是書所言、皆戰國事耳、其用兵法、乃秦人以虜使民法也、不仁人之言也、然自是世言用兵者、以爲莫武若矣」(『惜抱軒文集』卷五「讀孫子」)
- (18) 全祖望は、「蘇子之言、可謂獨具論世之識者、然尙惜其言之未盡」(『鮑塘亭集』卷二十九「孫武子論」)と、孫武個人に対しては蘇洵の非難を排して弁護する。しかしその一方、「孫子」の成立に関しては、次の如く述べて葉適に賛同している。
- 「左氏春秋内外傳、紀吳事亦頗詳、然絕不及孫子、故水心疑吳原末嘗有此人、而其書其事皆縱橫家之所僞爲者、可以補亡略之遺、破千古之惑、至若十三篇之言、自應出於知兵者之手、不可按之以責孫子之不售也」(同)
- (19) 姚際恒は「古今偽書考」に於て「此書凡有二疑」とし、「一則名之不見左傳也」「一則篇數之不侔也」との二点を挙げる。もともと彼は、上記の疑念を表明しつつも、結局真偽は決し難いとの判断を示すに止めている。
- 黄雲眉は漢代の諸書に引用される点を挙げて、「孫子」を戦国期の著

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

作らしいと推定した上、「孫武之有無其人、雖未暇定、而十三篇之非孫武書、則固無可疑者」(『古今偽書考補證』)との断定を下している。

(20) 「孫子著作時代考」(燕京學報・第二十六期)。

拙堂は、左伝に孫武の事蹟が見えないこと、虚実篇に「越人之兵雖多」とあるが、闔廬との会見前には越が未だ強大でないこと、九地篇に「呉人與越人相惡」とあるが、やはりその時点では呉越抗争が本格化していないこと、九地篇に「諸劇之勇」とあるが、これも既に專諸の名が流布した後でなければ取れない表現であること、の四点を論拠に、「蓋武與贖本一人、武其名、而贖其別字、(中略)太史公不察、分爲祖孫誤矣」(『拙堂文集』「孫子辨」)と結論する。

(21) 『先秦諸子繫年』卷一「孫武辨」並びに卷三「田忌鄒衍孫贖攷」。

(22) 『飲冰室專集』「漢書芸文志諸子略考攷」及び『中國歷史研究法』。

(23) 「孫子十三篇の作者」(支那學・2-17)。

先ず一九七五年二月に『孫贖兵法』が、次いで翌年十月に『孫子兵法』が文物出版社より刊行された。最初雑誌「文物」等に報告されて以来、中国側で命名した篇の呼称に若干の変動が見られるが、本稿では総て前掲の両書中の篇名を使用した。

(24) 「文物」一九七四年第十二期、後に『孫子兵法』に収録。

(25) 「歴史研究」一九七五年第二期、後に『孫贖兵法』に収録。

(26) 「文物」一九七四年第十二期、後に『孫子兵法』に収録。

(27) 「文物」一九七五年第四期、後に『孫子兵法』に収録。

(28) 金谷治訳注『銀雀山漢墓竹簡・孫贖兵法』(東方書店)所収の「二つの『孫子』——『孫贖兵法』の翻訳にあたって——」。

(29) 前掲『孫贖兵法』陳忌問墨篇に付された注に指摘がある。

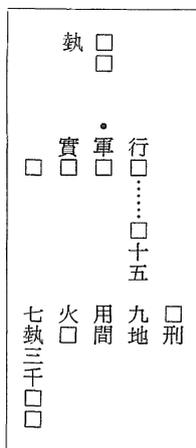
(30) 山東省博物館臨沂文物組「臨沂銀雀山四座西漢墓葬」(『考古』一九七五(一六))によれば、兵書が出土した一号漢墓の造営時期を、武帝の建元元年(前一四〇年)から元狩五年(前一八八年)の間と推定している。

一方、『漢書』芸文志の祖型となった劉向『別録』・劉歆『七略』は前漢末の作であり、その間約百二・三十年程である。

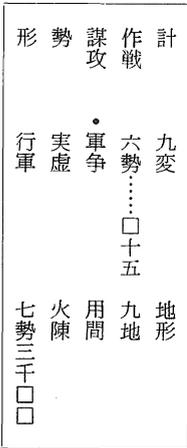
(33) 引用文中、竹簡本の異体字を『孫子兵法』により通行の字体に改めた箇所がある。

(34) 『老子原始』所収、後に『武内義雄全集』第七巻に収録。

(35) この木簡は六個の破片として発見された。『孫子兵法』の解説が示す復元図は次の如くである。



しかしこの木簡全体の構成は、三段目の配列から推定して、各々五行からなる上・中・下三段の計十五行より成っていたと思われる、前掲図では、上段か中段に一行分を欠くことになる。従って黒点を付された軍争篇の前の行は、下に数字が付されていることからしても、下段の五行目と同様、それ以前の篇数及び字数のまとめであったと考えられる。写真版のみによる推測であるが、中段二行目の先頭の文字は、「行」の上半分ではなく「六」の下半分とも取り得る可能性が残ると思う。また下段四行目の「火」の下は一部分のみが残されているが、『孫子兵法』の解説が指摘する如く、現行本の篇名である火攻篇の「攻」とは明らかに別の文字である。写真から推定すると「陳」ではないかと思われる。以上の諸点と『宋本十一家注孫子』の篇目とを勘案して、筆者の私見により修正・増補を加えた図を次に掲げてみる。



できる限り現行本と一致するよう配列してみたが、仮にこう考えた場合、現行本と竹簡本とは、形篇と勢篇、虚実篇と九変篇、火攻篇と用間篇の位置が各々入れ替っていたことになる。

- (36) 「絃録」が挙げる十一番目の文は、何氏注とのみ出典が記されているが、『通典』一百五十九巻にも同文が引用されている。ただし「絃録」では「雖衆必破」で引用が終っているが、『通典』ではその後に「又問曰、吾在死地……」と、更に別の問答が続く。また「絃録」が十家注本の何氏注から引用する「兵法又曰、若敵人在死地……」との文の末尾は、宋本十一家注本の何氏注とは字句に異なる。

- (37) 見呉王篇の構成は『史記』の孫武伝とほぼ同内容である。『孫子兵法』が篇末に付す断簡中に、「若〇十三篇……」「……(十)三篇所明道言功也」と十三篇に言及した表現が二箇所見え、やはり見呉王篇も、孫武と闔廬の会見前に十三篇『孫子』が著作されていたとする体裁であったと思われる。

- (38) 『荀子』諺兵篇に於て臨武君が、「上得天時、下得地利、觀敵之變動、後之發、先之至、此用兵之要術也」とか、「兵之所貴者、執利也、所行者、變詐也、善用兵者、感忽悠閑、莫知其所從出、孫吳用之、無敵於天下」と述べる兵法は、『孫子』計篇・軍争篇の内容と一致する。他に二・三の例を挙げると、『史記』黥布列伝では、「或説楚將曰、布善用兵、民素畏之、且兵法、諸侯戰其地爲散地」と、『孫子』九地篇が引用されている。また成安君は「吾聞、兵法、十則圍之、倍則戰之」(『史記』淮陰侯列伝)と、『孫子』謀攻篇を引き、韓信も「兵法不曰、陷之死地而後生、置之亡地而後存」(同)と、九地篇を引用する。こうした現象は、戦国末から秦漢の際に活動した武將達の間で、十三篇『孫子』が半ば常識化していたことを示している。

- (40) 『左伝』昭公二十九年に、「仲尼曰、晉其亡乎、失其度矣……」「蔡史墨曰、范氏中行氏其亡乎、(中略)其及趙氏、趙孟與焉、然不得已、

十三篇『孫子』の成立事情 (浅野)

若德可以免」とある。

- (41) 『戦国策』に於て、蘇秦が六国の君主に自国の強大さを再認識させて合従策を勧めるに際し、前記の計量法を常用している。また蘇秦とは逆に六国の国力を過少に見積って、連衡策に引き入れんとする張儀の場合も、計量基準自体には蘇秦と共通する点が多い。従って戦国中期以降にあっては、こうした基準設定が国力を算定する上での一般的な方式であったと思われる。

- (42) もっとも孔子や蔡墨の予言は、范氏・中行氏が刑鼎を鑄て晋国内に布告した行為に対し、それを旧制への侵犯として非難する倫理的立場から発せられている。故に、田制と税率と戦士数との相關関係から六卿の未来を占う呉問篇の内容は、軍事を扱う兵家独自の視点を備えているとは言える。

- (43) 十三例中「越人」が虚実篇と九地篇に重出する。なお明瞭に固有名詞と断定し得る用例のみを挙げたが、他に作戦篇の「司命」、勢篇の「江河」、軍争篇の「軍政」等を含めることも可能である。

- (44) 註例に前出。

- (45) 『左伝』定公四年。

- (46) 以下『戦国策』の引用は郷川姚氏本に拠る。

- (47) 銀雀山漢墓から丁度この部分の竹簡が出土しており、「文物」一九七四年第二期にその写真が掲載されている。

- (48) この時の楚王が誰であるのかについては諸説あるが、孫詒讓『墨子問詁』の説に従って、今の所恵王と推定して置く。

- (49) 『呂氏春秋』去私篇。

- (50) もっとも兵技巧に関する諸篇全体が一時に成立した訳ではなく、その中には或る程度成立の遅れる篇が含まれていることも考えられる。

- (51) 以下『国語』の引用は天聖明道本に拠る。

- (52) この他にも「奮其朋勢」「以勢攻雞鳴」「勇性盡應」(『国語』呉語)と、黄池の会盟の記述中には勢と勇怯とを関連づける思考があって、やはり「勇怯勢也」(勢篇)とする『孫子』との親近性を感じさせる。

十三篇『孫子』の成立事情（浅野）

- (53) 『孫子』中に「驕」なる表現は一切登場しない。
- (54) 斉思和は『尹文子』を戦国法家の著作とするが、その成立時期は未だ詳らかではなく、漢代の成立である可能性が強い。
- (55) 『国語』呉語に「大夫種進對曰、審物則可以戰乎、王曰辯」とあり、それに対して章昭が「物旌旗物色徽幟之屬」と注することが参考となる。
- (56) 『孫臏兵法』奇正篇では、この「形名」を陣形とそれに対する陣名の如く解説しており、杜牧注の考え方と一致する。これは奇正篇が、『孫子』虚実篇の内容と絡ませた上で「形名」を解釈せんとの立場を取ることに由来する。
- (57) この時出土した『尉繚子』の竹簡はその後整理され、一九七八年に上海古籍出版社より『尉繚子注釈』として刊行された。なお現行本では、この部分が「兵法曰、十萬之師出、日費千金」となっていて、竹簡本との間に若干の異同が見られる。
- (58) 武内義雄『中国思想史』、顧頡剛「五德終始説下的政治和歴史」（『清華學報』第六卷）、杜国庠「陰陽五行思想和易伝思想」（『杜国庠文集』）、郭沫若『十批判書』、侯外廬等編『中国思想通史』第一卷、等参照。
- (59) 名古屋大学文学部研究論集・第3号、後に『武内義雄全集』第七巻に収録。
- (60) 『孫子兵法』により、異体字を通行の字体に改めた箇所がある。
- (61) 史観・第五十二冊。
- (62) これら四種の文献は、一九七六年に『馬王堆漢墓帛書・経法』として新華書店より刊行された。またこれらの資料と黄老道との関係を論じたものとしては、唐蘭「黄帝四種初探」（『文物』一九七四年第十期）、高亨・董治安「『十大経』初論」（『歴史研究』一九七五年第一期、後に『経法』に収録）、康立「『十大経』的思想和時代」（『歴史研究』一九七五年第三期、後に『経法』に収録）、金谷治「古佚書『経法』等四篇について」（『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』所収）、等
- (63) 以下『老子』の引用は河上公章句本に拠る。
- (64) 鄭川姚氏本は「先強」に作るが、首章本に従って「強」字を除いた。
- (65) この点については、更に范蠡の事蹟や呉・楚・越の地域的特色等、多くの諸点に対する今後の検討を俟たねばならぬであろう。
- (66) 「巫門外大冢、呉王客齊孫武冢也、去縣十里、善爲兵法」（『越絶書』卷二）。
- (67) 『左伝』が記す春秋時代の戦史中に、思考方法自体としては、『孫子』の内容と対応させ得る事例がかなり見出せる点については、河野収「孫子」成立の史的考察(1)（『防衛大学校紀要28・29』）に詳細な照合が成されている。『孫子』の成立時期を春秋後期に求めるその結論は首肯し難いが、既に春秋時代から『孫子』を形成し得るだけの思考の蓄積が存在したことは、氏の論考によって充分裏付けられている。

（島根大学教育学部国語研究室）